



平成23年度版

# 大分県信用保証協会 の現況

大分県信用保証協会ディスクロージャー誌

**OITA GUARANTEE**

Credit Guarantee Corporation of Oita-ken



大分県信用保証協会

---

## 基本理念

---

私たち 大分県信用保証協会は

より良いサービスと、

各種保証を通じて

中小企業と地域社会の

さらなる発展に貢献いたします

# ごあいさつ

大分県信用保証協会

会長 首藤 文明



各関係機関の皆さまにおかれましては、平素より当協会の業務運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたびの東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、ご遺族の方々に対して謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、本年度も皆さまに当協会を一層ご理解していただくため、ディスクロージャー誌『大分県信用保証協会の現況 平成23年度版』を作成いたしました。本誌は、当協会の概要、信用保証制度のしくみや内容、平成22年度の業務実績、年度経営計画とその評価などを掲載しております。本誌を通じて当協会に対するご理解を更に深めていただき、信用保証制度の有効な活用に役立てていただければ幸いです。

平成22年度のわが国経済は、当初は緩やかな持ち直しの動きが見られましたが、下期に入ると海外景気の減速、政策効果の通減、円高等の影響もあり足踏み状況が続くこととなりました。さらに、平成23年3月に発生しました東日本大震災は、日本経済に甚大な影響をもたらしており、景気は先行き不透明な状況が続いています。

県内経済も同様で、震災は間接的被害という形で県内中小企業に及んでおり、中小企業の経営環境も依然として厳しい状況が続いています。

このような状況の中、平成22年度も緊急保証を中心に、あらゆる保証制度を積極的に活用するとともに、保証付き融資の条件変更にも積極的に対応しながら、中小企業の実情に応じた資金繰りを支援してまいりました。また、「ワンストップ・サービス・デイ」への参加、年末および年度末における夜間・休日相談の実施など、中小企業の経営支援にも努めてまいりました。

平成23年度は、震災後創設された東日本大震災復興緊急保証や、引き続き全業種が対象となっているセーフティネット保証など、中小企業の実情に応じた保証制度を積極的に推進するとともに、当協会独自に創設した「おおいた産業活力支援保証」や「専門家派遣事業」を活用し、より一層中小企業の経営支援に注力してまいります。

中小企業の良きパートナーとして「信頼される保証協会、顔の見える保証協会」を目指し、役職員一同全力で努力してまいりますので、皆さまの一層のご支援ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成23年 8月

## プロフィール

名 称	大分県信用保証協会
設 立	昭和24年4月26日
根 拠 法 律	信用保証協会法（昭和28年8月10日 法律第196号）
関 係 法 律	中小企業信用保険法（昭和25年12月14日 法律第264号）
目 的	中小企業者のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。 (大分県信用保証協定会定款第1条)
基 本 財 産	135億円
保証債務残高	2,137億円
利用企業者数	13,736企業
役 職 員 数	常勤役員 4名 非常勤役員 11名 職 員 48名
事 務 所	大分市金池町3丁目1番64号（大分県中小企業会館内） (平成23年3月31日現在)



**OITA GUARANTEE**  
Credit Guarantee Corporation of Oita-ken

大分の「O」と信用の「S」の頭文字でデザインしています。  
「S」は、鳥の飛翔をイメージ。「S」の頭文字を3つの羽とみなし、中小企業・金融機関・大分県信用保証協会の三者の協調と信頼関係を表しています。  
シンボルカラーも青一色とし、未来へのチャレンジと飛躍をイメージしています。

## 中期事業計画

### 第2次中期事業計画（平成21年度～平成23年度）

大分県信用保証協会は公的な保証機関として、より一層中小企業者のニーズに沿った信用保証を迅速かつ安定的に提供できる体制を作り、真面目に事業に取り組んでいる県内中小零細企業者の金融の円滑化に応えます。このため、平成21年度から23年度までの3か年間における業務上の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組みます。

#### 1. 政策保証の推進

中小企業者の多様な資金需要に応えるため、各種政策保証の普及を図り積極的に利用を推進します。

#### 2. 保証審査の適正化・効率化

金融機関と一層の情報共有化を図るとともに、目利き審査のできる職員による企業の実態把握を行い、適正で効率的な保証審査を行います。

また、案件進捗管理の徹底により審査スピードのアップを図るとともに、案件に応じた相談体制を整備することで審査の適正化・迅速化に努めます。

#### 3. 利用企業者数の増加

幅広い中小企業者の資金需要に応えるため、継続的に利用企業者数の増加を図ります。

#### 4. 職員の目利き能力の向上

将来に渡って信用保証を迅速かつ安定的に提供すべく、多様化する保証制度への対応と中小企業者の問題点・将来性の的確な判断ができる職員の養成に努めます。

#### 5. 経営支援機能の強化

中小企業者の資金的なニーズに加えて継続的な経営支援をすべく、各種方策に取り組みます。

#### 6. 反社会的勢力等に係わる情報交換体制の強化

反社会的勢力等との関係遮断の取り組みをより一層強化します。

#### 7. 金融機関との連携強化による債権管理の充実・強化

金融機関との連携強化による債権管理の充実により、代位弁済の抑制、延滞債権の正常化に向けた条件変更等、迅速な対応を行います。

## 8. 延滞債権管理への早期着手

延滞債権管理への早期着手により、以降のスムーズな調整に努めます。

## 9. 事業再生支援の充実

中小企業者の再生支援策として、国の施策を利用した再生支援など、より専門的かつ効率的な再生支援を行います。

## 10. 回収の最大化・効率化

求償権への早期着手と進捗管理により回収の最大化・効率化を行います。

## 11. 求償権回収強化に向けたサービサーの一層の活用促進

求償権の増加に対応し、求償権回収強化に向けてサービサーの活用促進を図ります。

## 12. 業務体制の強化・改善

業務体勢の強化、改善に向けて以下の事項に取り組みます。

- ・九州ブロック共同システムの充実
- ・システム事故防止対策の強化
- ・内部監査体制の充実・強化
- ・人材育成の充実・強化
- ・信用補完制度の持続可能性向上に向けた取り組み
- ・金融機関との適切な責任共有制度への取り組みと整備
- ・広報活動の充実
- ・裁判員制度への対応

## 平成23年度経営計画について

3月25日開催の第187回理事会及び役員会にて「平成23年度経営計画」を承認しました。大分県信用保証協会は、公的機関として経営の透明性を一層向上させるために、「年度経営計画」を公表しています。

### 1. 保証承諾等主要計画

項目	保証承諾	保証債務残高	代位弁済	回収
金額	900億円	2,000億円	40億円	9億円

### 2. 業務運営方針

公的な保証機関である当協会は、中小企業の実情に応じて緊急保証、借換保証を積極的に推進し、保証条件の変更にも柔軟に対応してきましたが、このことは、代位弁済の発生が後年度に先送りされているとも考えられます。しかし、この度の震災の直接あるいは間接の影響により、今後は倒産による代位弁済の増加が懸念されます。このため当協会は、中小企業金融の円滑化を図ることを第一義として、経営基盤の確立に努めるとともに、「顔の見える保証協会」をめざし次の運営方針を定めます。

- ①緊急保証終了後においても、この度の震災等の影響を考慮し中小企業金融の円滑化を図るため、全業種が対象となったセーフティネット保証（5号）や100%保証の小口零細企業保証制度をはじめとする各種政策保証を積極的に推進するとともに、中小企業の現地調査、金融相談会、専門家派遣などによる相談業務の多様化を図り、サービスを強化することにより中小企業を支援します。
- ②経営改善や再生に努力する中小企業を支援します。また、金融機関との連携を強化し延滞債権への早期着手など、期中支援を強化します。
- ③代位弁済後の早期調査や金融機関との連携による求償権の実態把握を行い、早期回収に努めます。また、保証協会サービサーを積極的に活用することにより回収の最大化・効率化を図ります。
- ④多様化する中小企業のニーズや信用力を発掘し、金融業務の高度化、複雑化に対応できる職員を育成します。
- ⑤今後予想される地震、新型インフルエンザ、コンプライアンス、反社会的勢力、電算システムなどの当協会が抱える様々な危機・リスクに対して危機管理体制を強化し、適切な業務運営を行います。

### 3. 重点課題

#### （1）政策保証の推進

セーフティネット保証（5号）や、100%保証の小口零細企業保証制度をはじめとする国及び地方の各種政策保証を積極的に推進し、将来に向けて前向きに事業を展開する中小企業を支援します。

また、金融円滑化法が延長されたことから、金融機関と連携して中小企業の経営改善に努め、柔軟に条件変更（返済条件緩和等）を行い、その実効性を高めます。

更に、借換保証や流動資産担保融資保証などの各種政策保証のメリットを説明し、企業の実態に即した保証制度を提案することにより積極的に利用の推進を行います。

#### （2）経営支援機能の強化

商工会議所への出張金融相談会、中小企業診断士による経営相談、専門家派遣などの相談業務の充実を図ります。また、大口保証先に対する保証後のモニタリングにより継続的な経営支援を行います。

#### （3）保証審査の適正化・効率化

中小企業の現地調査や金融機関担当者との情報交換により、中小企業の実態把握を行います。また、金融機関本部へ保証業況の説明、定期的な保証担当者の支店訪問、金融機関との相談会の実施などにより金融機関と密接な連携を図り、適正で効率的な審査を行います。

#### （4）利用企業者数の増加

当協会独自の新保証制度や小口零細企業保証、創業に係る保証を推進し利用企業者数の増加を図ります。また、金融機関、商工団体との連携強化や関係機関主催の勉強会、セミナーへの講師派遣を行い、協会を利用した場合の利便性や優位性を説明し、未利用企業の保証の利用推進を図ります。

#### （5）職員の目利き能力の向上

現地調査にベテラン職員が帯同して指導するOJTや事例研究によるOFF-JTにより、中小企業の問題点の把握や将来性の的確な判断ができる職員の養成に努めます。

#### (6) 反社会的勢力等に係わる情報交換体制の強化

大分県警、金融機関暴力対策連絡協議会に加え、関係機関との連携強化のため、情報の収集・交換を引き続き行います。

#### (7) 金融機関との連携強化による期中管理の徹底

金融機関との連携を密にし、中小企業の早期実態把握に努め、条件変更などの調整を迅速に行うことで期中管理の徹底を図ります。また、金融機関との勉強会や研修会への講師派遣を行い、効果的かつスムーズな調整を行えるよう期中管理手続きの周知徹底を図ります。

#### (8) 期中管理の早期着手による業務の効率化

延滞1か月以上の中小企業をリストアップし早期実態把握を図ることで、期中管理の早期着手に努めます。

#### (9) 事業再生支援の充実

大分県中小企業再生支援協議会、大分ベンチャーキャピタル株式会社との情報交換等による連携の強化により、事業再生支援の充実を図ります。

#### (10) 回収の最大化・効率化

求償権の早期実態把握を行い、迅速に回収に着手することで回収の最大化・効率化に努めます。

#### (11) 職員の専門知識の向上

若手職員にとって交渉が困難な案件や再生案件については、ベテラン職員を帯同させることや部内での検討会を開催することでOJTを積極的に行うとともに、弁護士等の専門家を講師とした研修会の開催などOFF-JTの充実を図り、職員のスキルアップに繋がります。

#### (12) 求償権回収強化に向けたサービサーの一層の活用促進

無担保や第三者保証人のいない回収困難な求償権の増加に対応し、回収委託を担保のある一部求償権にまで拡大するなど、保証協会サービサーの一層の活用促進を図ります。

#### (13) 危機管理体制の確立

危機管理担当を新設し、これまでのコンプライアンス等への取り組みに加えて、事前のリスク管理や災害時の事業継続計画（BCP）を包含した危機管理計画を策定します。また、危機管理計画に添った各種研修及び実施訓練を行います。

#### (14) 人材確保及び人材育成の充実

今後退職が見込まれる職員の補充を行うため、広く職員募集を行い、有能な人材確保に努めます。また、人材育成担当を新設し、人材育成の充実強化を図ります。

#### (15) 職場環境の改善

安全で快適な事務所環境への改善を行います。また、職員の健康管理の充実に努めます。

#### (16) 次期システムの検討

システムの安全性と信頼性を確保し、様々な顧客サービス、情報提供、効率化を行うために、次期システムのあり方について検討を行います。

#### (17) システム事故防止対策の強化

ヒューマンエラー、システムエラーから発生するシステム事故を未然に防ぐために、人的検証を強化するとともに検証専用システムの見直しを行い、システムの信頼性を高めます。

#### (18) 諸制度改正に対するシステム対応

株式会社日本政策金融公庫への責任共有負担金の還流や通知書のデータ伝送化等が予定されており、これらに正確に対応できるようにシステムの見直しを行います。

#### (19) 信用保証協会を取り巻く環境変化への対応

信用補完制度の持続可能性向上に向けた検討課題が実施された場合の当協会に及ぼす影響の分析と対策を検討します。また、国及び地方の施策に即応した保証制度、中小企業のニーズ、金融機関のニーズに合致した保証制度の開発を行います。

#### (20) 金融機関との適切な責任共有制度への取組と整備

金融機関との各種会議において責任共有制度の説明を行い、責任共有制度のスムーズな運営を行います。

#### (21) 広報の充実

ホームページ、機関誌、ディスクロージャー誌について、わかりやすい表現と内容の充実に努めます。



# 平成22年度事業報告

(※表中の各金額は単位未満を四捨五入しているため、合計の金額にならない場合がございます。)

## ◎経済金融情勢

平成22年度のわが国経済は、リーマン・ショック後の経済危機を克服して、年度当初においては、アジア向けを中心に輸出が増加し、設備投資も企業収益の改善を受けて緩やかな回復基調にあり、個人消費もエコカー補助金・減税及びエコポイントなどの景気対策が奏功したうえ、猛暑の影響もあり一部で消費が喚起される動きもありました。しかし、年度後半においては、急速な円高の進行や海外経済の減速懸念により、先行きの不透明感が強まり、雇用情勢も依然として厳しく、デフレも進行する中、平成23年3月に東日本大震災が発生し、わが国経済は甚大な影響を受けることとなりました。

大分県経済も、年度当初は海外景気の回復や国の政策効果等を背景に生産活動や移輸出が上向き、公共工事も増勢基調で、緩やかな持ち直しの動きが続いていました。しかし、年度後半は個人消費の持ち直しの動きはあるものの、企業の設備投資の抑制姿勢は続き、公共投資も減少傾向となり、円高の進行や海外経済の減速を受けて輸出の増勢は鈍化するなど、緩やかな持ち直しの動きは弱含みとなりました。

東日本大震災については、罹災後、激甚災害指定に呼応し「災害関係保証」が発効され、被災中小企業に対する一連の金融支援策が速やかに講じられました。

## ◎業績

(単位：百万円、%)

	金額	前年比	計画比	計画額
保証承諾	97,053	75.3	88.2	110,000
保証債務残高	213,671	95.1	90.9	235,000
代位弁済	3,160	72.6	55.4	5,700
回収	1,193	107.6	99.4	1,200

## ◎貸借対照表

(平成23年3月31日現在) (単位：千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	0	基本財産	13,528,162
預け金	8,824,124	基金	5,403,887
金銭信託	0	基金準備金	8,124,275
有価証券	13,942,681	制度改革促進基金	337,966
その他有価証券	3,073	収支差額変動準備金	3,515,000
動産・不動産	342,523	責任準備金	1,285,146
損失補償金見返	46,188	求償権償却準備金	236,983
保証債務見返	213,671,401	退職給与引当金	595,271
求償権	704,819	損失補償金	825,032
雑勘定	559,089	保証債務	213,671,401
未収利息	30,122	求償権補てん金	0
未経過保険料	418,717	借入金	0
その他	110,250	収支差額変動準備金造成資金	0
		雑勘定	4,098,936
		仮受金	87,281
		保険納付金	86,154
		損失補償納付金	22,363
		未経過保証料	3,899,733
		未払保険料	1,689
		未払費用	1,716
合計	238,093,897	合計	238,093,897

## ◎収支計算書

(平成22年4月1日～平成23年3月31日) (単位：千円)

科目	金額
経常収入	2,766,263
保証料	1,938,692
預け金利息	5,493
有価証券利息・配当金	176,680
延滞保証料	10,379
損害金	11,188
事務補助金・その他	368,242
責任共有負担金	205,010
雑収入	50,577
経常支出	1,606,449
業務費	689,300
役員給与	346,480
退職給与引当金繰入	32,459
その他人件費	94,150
旅費	4,720
事務費	75,457
賃借料	9,822
動産・不動産償却	22,846
信用調査費	2,759
債権管理費	76,566
指導普及費	7,421
負担金	16,620
借入金利息	0
信用保険料	912,659
雑支出	4,490
経常収支差額	1,159,814
経常外収入	5,075,041
償却求償権回収金	86,677
責任準備金戻入	1,372,798
求償権償却準備金戻入	477,884
求償権補てん金戻入	3,134,057
保険金	2,526,152
損失補償補填金	607,905
補助金	0
その他収入	3,624
経常外支出	5,172,559
求償権償却	3,648,685
譲渡債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	0
責任準備金繰入	1,285,146
求償権償却準備金繰入	236,983
退職金	272
その他支出	1,474
経常外収支差額	△97,519
制度改革促進基金取崩額	838
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	1,063,133
収支差額変動準備金繰入額	500,000
基本財産繰入額	563,133

## 基本財産

(平成23年3月31日現在) (単位：千円、%)

区分	金額	構成比
基金	5,403,887	39.9
出捐金	3,931,584	29.1
県	3,367,217	24.9
市町村	548,664	4.1
金融機関	15,703	0.1
金融機関等負担金	1,472,303	10.9
基金準備金	8,124,275	60.1
基本財産合計	13,528,162	100.0

## 財産目録

(平成23年3月31日現在) (単位：千円)

資産		負債	
科目	金額	科目	金額
現金	0	責任準備金	1,285,146
預け金	8,824,124	求償権償却準備金	236,983
金銭信託	0	退職給与引当金	595,271
有価証券	13,942,681	損失補償金	825,032
その他有価証券	3,073	保証債務	213,671,401
動産・不動産	342,523	求償権補てん金	0
損失補償金見返	46,188	借入金	0
保証債務見返	213,671,401	雑勘定	4,098,936
求償権	704,819		
譲渡債権	0		
雑勘定	559,089		
合計	238,093,897	合計	220,712,769
		正味資産	17,381,128

## 用語解説

### 貸借対照表

#### 借方

**預け金・現金**  
保証利用の促進、及び代位弁済の支払準備資産として金融機関へ預託しています。

#### 有価証券

安全有利な資産運用を行うため、国債・社債・地方債を保有しています。

#### その他有価証券

平成20年度から、再生ファンドへの出資や新株予約権引受け業務が行えるようになりました。

#### 求償権

経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金や日本政策金融公庫からの保険金等を控除した額です。

#### 未経過保険料

当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。

#### 貸方

#### 基本財産

株式会社の資本金に相当します。出資金としての性格をもつ出捐金と、金融機関等負担金からなる【基金】と、過去の収支差額の累計の【基金準備金】、安定化の実施に伴い国から出捐金として拠出された【金融安定化特別基金】の残高の3つから成っています。

#### 収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。

#### 制度改革促進基金

部分保証制度によって生じた損失を優先的に処理するための基金です。

#### 求償権準備金

#### 退職給与引当金

#### 求償権補填金

#### 未経過保証料

#### 未払保険料

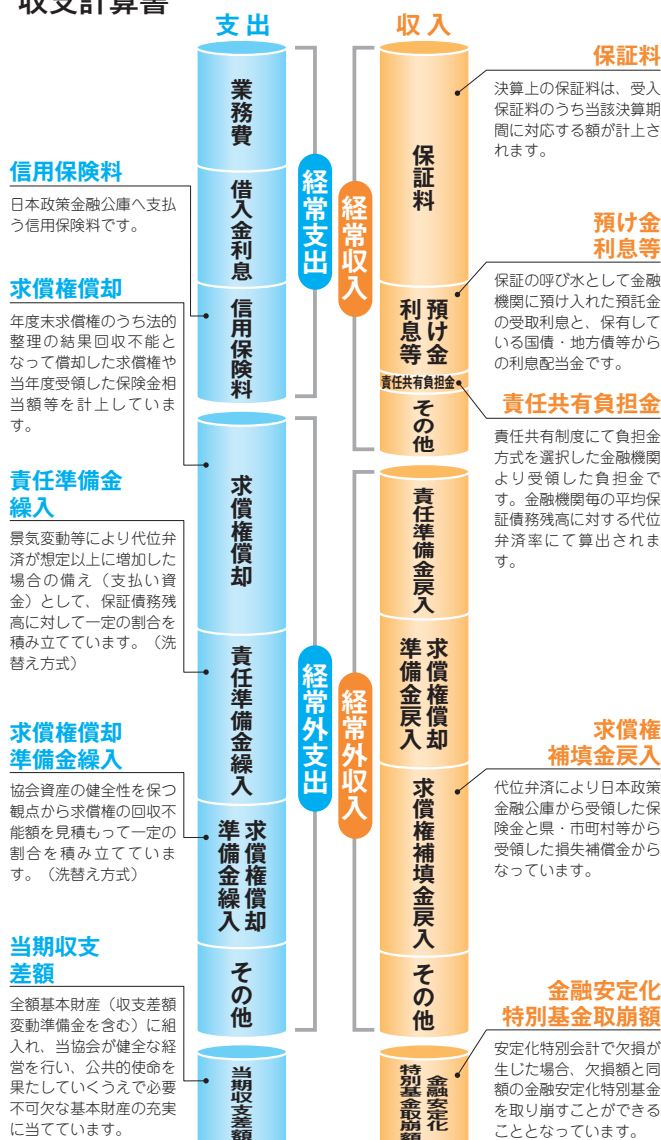
#### その他

#### 未経過保証料

受入保証料のうち当該決算期間の未経過分(次年度以降に係る保証料)を計上します。

※(注) 保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、この表からは除いています。

### 収支計算書



## 信用保証の動向

(※表中の各金額は単位未満を四捨五入しているため、合計の金額にならない場合がございます。)

### 平成22年度信用保証業務の状況〈金融機関群別〉

#### ○保証承諾

(単位：件、千円、%)

区分	20年度		21年度		22年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額前年比
都市銀行	63	1,039,000	30	947,000	23	510,000	53.9
地方銀行	5,660	83,749,596	5,242	79,480,265	3,768	55,898,264	70.3
第二地方銀行	1,612	19,364,910	1,532	18,883,880	1,293	16,579,113	87.8
信用金庫	2,977	25,841,846	2,215	19,219,361	1,652	14,648,194	76.2
信用組合	1,526	13,894,070	1,135	10,159,860	972	9,263,478	91.2
政府系機関等	18	375,600	13	185,260	8	154,000	83.1
合計	11,856	144,265,022	10,167	128,875,626	7,716	97,053,049	75.3

#### ○保証債務残高

(単位：件、千円、%)

区分	20年度		21年度		22年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額前年比
都市銀行	74	1,118,936	85	1,516,436	80	1,549,106	102.2
地方銀行	10,823	127,093,274	10,550	127,613,699	10,052	119,137,942	93.4
第二地方銀行	3,528	31,415,162	3,467	33,535,870	3,395	33,465,601	99.8
信用金庫	6,253	42,914,943	6,123	42,368,608	5,903	40,237,625	95.0
信用組合	2,417	17,947,055	2,532	18,990,195	2,505	18,665,783	98.3
政府系機関等	52	851,192	58	730,106	56	615,344	84.3
合計	23,147	221,340,562	22,815	224,754,913	21,991	213,671,401	95.1

#### ○代位弁済

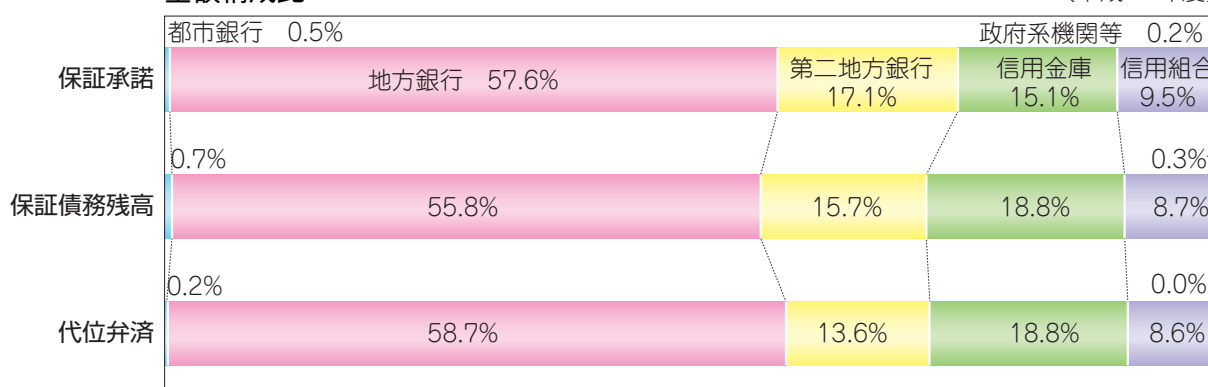
(単位：件、千円、%)

区分	20年度		21年度		22年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額前年比
都市銀行	0	0	1	1,006	1	7,530	748.3
地方銀行	255	2,933,935	169	2,153,697	146	1,856,351	86.2
第二地方銀行	157	1,035,050	84	749,911	54	429,798	57.3
信用金庫	170	1,059,840	135	1,074,177	83	594,506	55.3
信用組合	77	385,776	54	344,803	45	272,127	78.9
政府系機関等	1	40,000	2	27,330	1	186	0.7
合計	660	5,454,601	445	4,350,924	330	3,160,499	72.6

注) 金融機関の統合前の数値は統合後の金融機関に含まれます。(前年比も同じ)

#### 金額構成比

(平成22年度)



## 平成22年度信用保証業務の状況〈業種別〉

## ○保証承諾

(単位：件、千円、%)

区 分	20年度		21年度		22年度		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	金額前年比
製 造 業	1,797	26,712,038	1,486	21,282,299	1,060	15,710,417	73.8
建 設 業	3,591	42,261,632	3,080	36,953,060	2,369	28,432,014	76.9
卸 売 業	1,242	17,822,270	1,129	17,982,620	826	12,690,482	70.6
小 売 業	2,079	20,576,950	1,691	17,501,500	1,298	13,966,810	79.8
サ ー ビ ス 業	1,837	20,200,432	1,660	20,163,347	1,259	14,960,586	74.2
そ の 他	1,310	16,691,700	1,121	14,992,800	904	11,292,741	75.3
合 計	11,856	144,265,022	10,167	128,875,626	7,716	97,053,049	75.3

## ○保証債務残高

(単位：件、千円、%)

区 分	20年度		21年度		22年度		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	金額前年比
製 造 業	3,438	39,212,710	3,353	39,691,397	3,207	37,819,406	95.3
建 設 業	5,920	54,420,685	5,820	55,090,136	5,510	51,430,988	93.4
卸 売 業	2,031	25,544,018	2,082	26,456,859	2,020	24,883,388	94.1
小 売 業	4,290	32,079,575	4,139	31,665,478	3,997	30,042,454	94.9
サ ー ビ ス 業	4,369	38,909,967	4,296	40,007,884	4,174	38,941,304	97.3
そ の 他	3,099	31,173,606	3,125	31,843,160	3,083	30,553,860	96.0
合 計	23,147	221,340,562	22,815	224,754,913	21,991	213,671,401	95.1

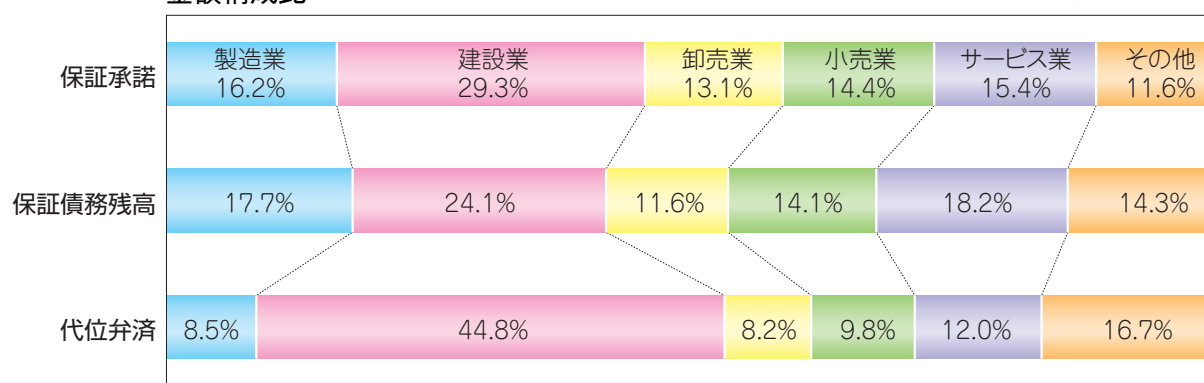
## ○代位弁済

(単位：件、千円、%)

区 分	20年度		21年度		22年度		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	金額前年比
製 造 業	69	882,280	67	536,012	25	268,980	50.2
建 設 業	259	2,414,038	148	1,716,520	136	1,414,455	82.4
卸 売 業	74	534,645	48	689,877	27	259,153	37.6
小 売 業	124	778,832	69	521,949	46	311,176	59.6
サ ー ビ ス 業	73	408,970	71	454,017	45	379,960	83.7
そ の 他	61	435,837	42	432,550	51	526,774	121.8
合 計	660	5,454,601	445	4,350,924	330	3,160,499	72.6

## 金額構成比

(平成22年度)



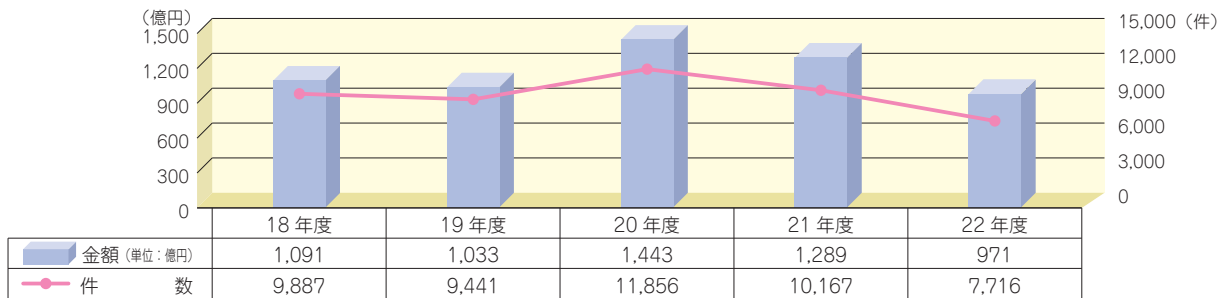
## 平成22年度信用保証業務の状況〈市町村別〉

(単位：件、千円、%)

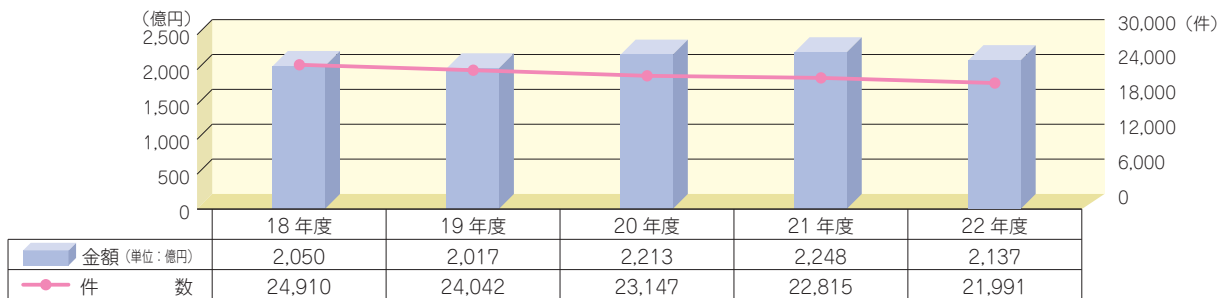
	保証承諾				保証債務残高				代位弁済(元利)				
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	
大分市	3,331	41,917,811	77.0	43.2	9,098	93,758,740	96.4	43.9	143	1,184,769	97.3	37.5	
別府市	729	10,081,360	69.4	10.4	2,546	24,075,467	95.8	11.3	36	272,315	30.6	8.6	
中津市	607	8,475,190	88.9	8.7	1,502	15,309,417	95.5	7.2	21	108,795	22.8	3.4	
日田市	641	5,627,186	70.4	5.8	1,854	13,378,347	97.1	6.3	27	154,252	71.4	4.9	
佐伯市	454	6,006,950	68.9	6.2	1,415	14,398,272	93.9	6.7	25	318,133	93.0	10.1	
臼杵市	247	4,090,450	78.7	4.2	708	7,614,572	92.2	3.6	5	32,761	71.3	1.0	
津久見市	111	1,152,750	68.2	1.2	339	2,523,098	94.6	1.2	0	0		0.0	
竹田市	156	2,282,650	98.1	2.3	366	3,433,182	96.5	1.6	3	55,861	86.5	1.8	
豊後高田市	122	1,810,820	78.6	1.9	374	3,872,305	97.0	1.8	0	0		0.0	
杵築市	144	1,726,400	62.9	1.8	444	4,603,729	91.9	2.1	9	100,462	87.5	3.2	
宇佐市	314	3,833,610	74.5	3.9	885	8,323,765	88.7	3.9	18	340,650	123.9	10.8	
豊後大野市	217	2,398,750	88.2	2.5	506	4,064,933	90.5	1.9	13	181,581	****	5.7	
由布市	196	1,904,240	62.4	2.0	594	4,991,226	93.1	2.3	5	59,545	52.9	1.9	
国東市	92	952,070	50.0	1.0	384	3,019,295	87.4	1.4	3	66,834	44.0	2.1	
市計	7,361	92,260,237	75.5	95.1	21,015	203,366,349	95.1	95.2	308	2,875,960	72.9	91.0	
東国東郡	姫島村	2	6,000	80.0	—	11	37,356	81.4	—	0	0		0.0
	小計	2	6,000	80.0	—	11	37,356	81.4	—	0	0		0.0
速見郡	日出町	124	2,077,253	70.7	2.1	350	4,224,917	98.5	2.0	6	37,538	326.6	1.2
	小計	124	2,077,253	70.7	2.1	350	4,224,917	98.5	2.0	6	37,538	326.6	1.2
玖珠郡	九重町	70	783,060	75.2	0.8	188	2,011,802	87.5	0.9	8	166,609	68.9	5.3
	玖珠町	125	1,069,500	71.7	1.1	325	2,346,224	96.0	1.1	7	60,865	44.1	1.9
	小計	195	1,852,560	73.1	1.9	513	4,358,026	91.9	2.0	15	227,474	59.9	7.2
郡部計	321	3,935,813	71.8	4.0	874	8,620,299	95.0	4.0	21	265,012	67.3	8.4	
県外	34	857,000	76.1	0.9	102	1,684,752	86.8	0.8	1	19,527	170.4	0.6	
合計	7,716	97,053,049	75.3	100.0	21,991	213,671,401	95.1	100.0	330	3,160,499	72.6	100.0	

注) “\*\*\*\*” は、1,000%を超えている場合です。

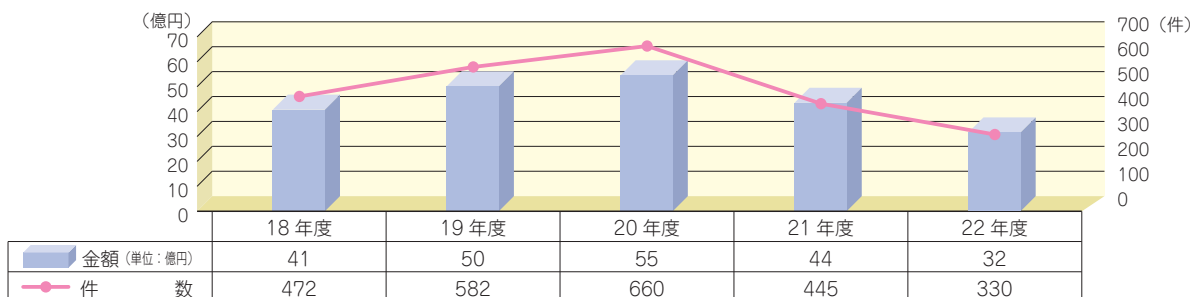
### 保証承諾の推移



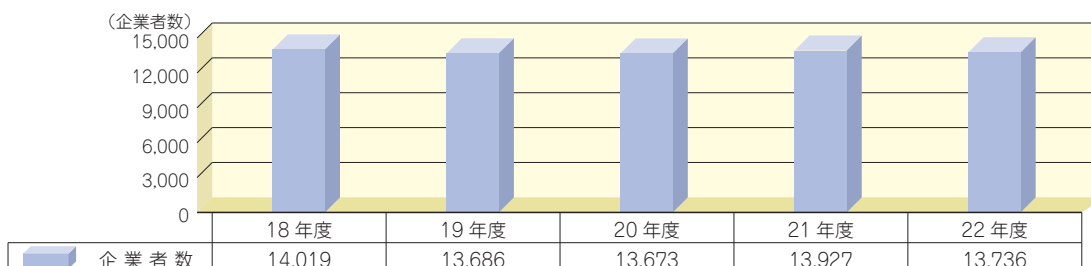
### 保証債務残高の推移



### 代位弁済の推移



### 利用企業者数の推移



## 景気対応緊急保証制度の実績

国際的な金融不安等を契機とした厳しい経済状況により、必要な事業資金の調達に支障をきたしている中小企業を支援するために、平成22年2月15日より全国統一保証である「景気対応緊急保証制度」を実施しました。本制度は、平成20年10月31日に創設された「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」（平成21年4月27日より「緊急保証制度」に呼称変更）を引き継ぐかたちで創設され、平成23年3月31日をもって取り扱いを終了しました。

当協会の本制度の実績は以下のとおりです。

(単位：件、百万円)

	保証承諾		保証債務残高	
	件数	金額	件数	金額
平成20年度	4,136	61,409	3,711	53,419
平成21年度	6,384	84,751	8,227	100,369
平成22年度	4,188	57,267	9,684	108,796
累計	14,708	203,247		

※平成20年10月31日～平成23年3月31日までの実績

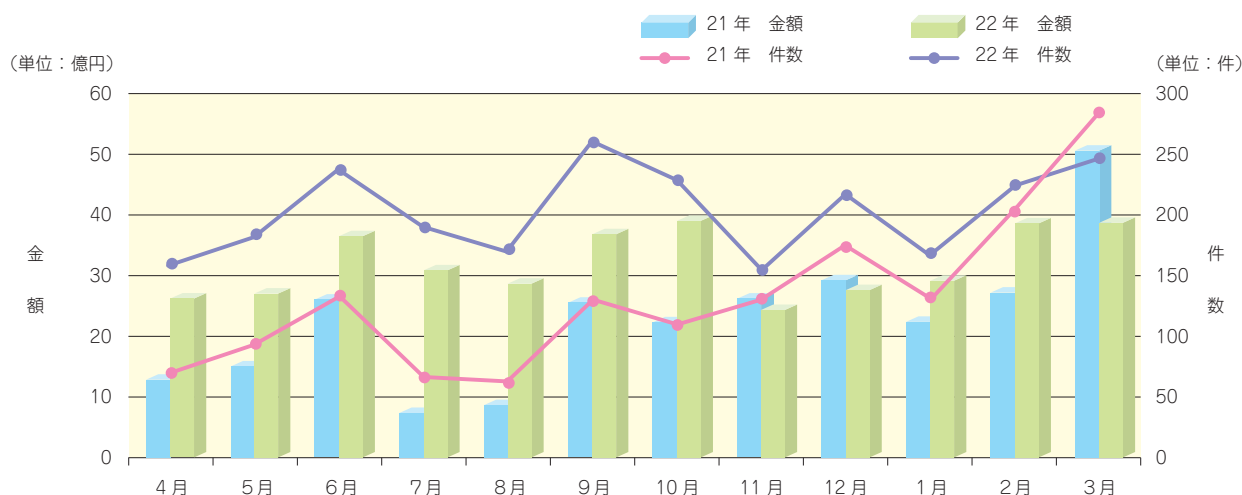
## 条件変更の実績

平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法の趣旨を十分に踏まえ、当協会では、中小企業の経営状況に合わせた返済条件の緩和など、資金繰り円滑化に積極的に対応しています。

### ◎条件変更承諾実績（期限延長、返済条件の変更に係るもの）

(単位：件、百万円、%)

	平成21年度		平成22年度	
	実績	前年同期比	実績	前年同期比
件数	1,592	165.1	2,436	153.0
金額	27,381	190.4	38,395	140.2



## 当協会の取組み

### 金融相談会の実施

当協会では、県内各地の商工会議所で定期的に金融相談会を開催しています。

当協会の中小企業診断士や保証部職員が、各種保証制度をはじめ、保証業務全般や経営に関することなど、中小企業の皆さまからのご相談に直接応じています。

【お問い合わせ先】 保証部 保証一課 097-532-8246  
保証二課 097-532-8247  
経営支援課 097-532-8295



### 金融機関・関係機関との連携

保証業務や事務手続き等について、金融機関等へ説明会を実施しています。金融機関の皆さまにより一層ご理解いただくとともに、中小企業のお客さまのニーズにきめ細やかに対応するべく、今後も相互の信頼関係を高め、更なるサービスの向上を心がけてまいります。



### ワンストップサービスデーへの参加

厳しい経済環境におかれている中小企業者が一つの窓口で必要な支援サービスの利用ができるよう、中小企業庁主催のワンストップサービスデーが県内各地で実施され、当協会も相談員として参加し、中小企業の皆さまからの資金繰りの相談に対応しました。

### 顧問弁護士による内部研修会

当協会では、顧問弁護士を講師として内部研修会を開催し、事例研修や法律相談を行うなど、職員の資質向上に努めています。





## 広報活動

当協会では、信用保証協会への理解を深めていただくために、様々な広報活動を行っています。今後も「顔の見える協会」を目指し、広報の充実に力を注いでまいります。

### ホームページ

信用保証協会に関する基本事項のほか、各種保証制度のご紹介やご利用方法など、最新情報を幅広く掲載しています。

ホームページアドレス  
<http://www.oita.cgc.or.jp>



### ノベルティグッズ

平成22年度は、メモ帳、針のいらないホッチキスを作成しました。当協会では広報活動の一環として毎年ノベルティグッズを作成しています。



## RELATION

季刊誌「RELATION」では、県内中小企業者や金融機関のご紹介をはじめ、各種保証制度のご利用方法、改正点などタイムリーな情報を提供しています。



## 保証月報

毎月1回、当協会の保証状況を分かりやすくまとめています。



## リーフレット

「信用保証制度のご案内」など、各種リーフレットを作成し、制度の理解促進に努めています。



## 平成22年度経営計画の評価

大分県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、金融支援・経営支援に努めてまいりました。

当協会は経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を適切に果たすために、経営計画を公表し、計画等の実施状況に係る自己評価を行うとともに第三者による評価を受け、その結果について公表しています。

今般、平成22年度経営計画の実施状況について自己評価を行いましたので、外部評価委員会（委員：岡村邦彦弁護士・河野光雄公認会計士）意見書と併せて公表いたします。

### 1. 業務環境

#### （1）地域経済及び中小企業の状況

大分県内の経済情勢は、海外景気の回復や国の政策効果等を背景に生産活動や移輸出が上向き、公共工事も増勢基調で、緩やかな持ち直しの動きが続いていたが、東日本大震災の影響による生産活動の制約等から弱含んでいる。

#### （2）中小企業向け融資の動向

日銀大分支店の「県内金融経済概況（2011年2月～4月）」、「主要金融経済指標（2011.6.2現在）」によると、2011年3月の貸出は前年を幾分上回っているが、中小企業から見た金融機関の企業向け貸出態度判断は「厳しい」で推移した。

#### （3）大分県内中小企業の資金繰り状況

日銀大分支店の「主要金融経済指標（2011.6.2現在）」によると、2011年3月では「楽である」超に転化したが、通年では「苦しい」超で推移した。

#### （4）大分県内中小企業の設備投資動向

企業の投資抑制姿勢もあって、弱い動きとなっている（日銀大分支店「県内金融経済概況（2011年2月～4月）」）。

#### （5）大分県内の雇用情勢

有効求人倍率は改善しているものの、常用雇用者数の減少が続く中で、震災による生産活動の制約に伴う影響も懸念されるなど、厳しい状況にある（日銀大分支店「県内金融経済概況（2011年2月～4月）」）。

### 2. 事業計画について

平成22年度の事業概況は、中小企業が厳しい経営環境にある中で、基本業務である保証承諾は7,716件、金額970億53百万円となり、計画比金額は88.2%、前年比では件数75.9%、金額75.3%であった。

保証債務残高は21,991件、金額2,136億71百万円となり、計画比金額は90.9%、前年比では件数96.4%、金額95.1%であった。

「緊急保証」の最終年度であったが、中小企業の資金需要の低下や中小企業金融円滑化法を背景とした条件変更（返済緩和）の増加による影響から、保証承諾、保証債務残高ともに計画を下回った。

一方、代位弁済は330件、31億60百万円となり、計画比金額55.4%、前年比では件数74.2%、金額72.6%と、件数・金額共に大幅に減少した。

また、回収は求償権の質的低下、不動産処分が低迷するなか、11億93百万円となり、計画比99.5%、前年比107.6%の実績となった。

### 3. 収支計画について

年度経営計画に基づき保証業務の適正な運営と経営の効率化に努めた結果、収支差額は10億63百万円の黒字計上となった。この収支差額から5億円を収支差額変動準備金に繰り入れ、5億63百万円を基金準備金に繰り入れ基本財産の増強を図った。

### 4. 財務計画について

基本財産のうち、基金準備金については、収支差額から5億63百万円を繰り入れ、期末の基金準備金は81億24百万円となった。

この結果、基本財産総額は135億28百万円となった。

### 5. 重点課題について

#### (1) 保証部門

##### ① 政策保証の推進

厳しい環境下で努力している中小企業に対し、国の経済対策保証制度である景気対応緊急保証等のセーフティネット保証・条件変更対応保証、加えて流動資産担保保証や予約保証等、様々な政策保証のメリットを金融機関や関係機関との会合で説明を行い、積極的に利用促進し親身な対応を行った。

・景気対応緊急保証については、金融機関ごとに案件相談会や勉強会を開催して制度メリットを説明し利用促進を図った。

景気対応緊急保証承諾実績 4,188件 金額 572億67百万円（前年比 件数65.6% 金額67.5%）

・流動資産担保保証のうち、在庫担保については県内行本部と共同で研修会を開催し、制度の理解と推進に努めた。ほぼ一社内定していたが、東日本大震災の発生により取り組みが延期となった。売掛債権による流動資産担保保証は次の結果となった。

流動資産担保保証承諾実績 22件 金額 7億46百万円

・金融機関との相談会等において、条件変更対応保証や予約保証も推進したが結果的に相談・申込みに至らなかった。

##### ② 保証審査の適正化・効率化

金融機関との連携を密にして情報交換を図ると共に、案件進捗管理の徹底により審査スピードのアップを行った。保証申込の審査所要日数は平均3.43日であった。

・金融機関との情報交換について県内主要5行の本部に対し毎月保証動向の説明を行うと共に中小企業及び地域情報の共有を図った。また、金融機関別、地域別に案件相談会及び勉強会を実施し、保証利用の促進に努めた。

案件相談会・勉強会開催回数 42回

- ・大口管理先（保証残80百万円以上・カテゴリー3以下）、関連企業、業況の厳しい先の審査については、経営支援室にて対応した。
- ・開業・創業先の相談及び審査は、経営支援室が対応し、原則として現地調査若しくは面談を行い、保証審査の適正化に努めた。

保証承諾実績 100件 500百万円 現地調査 77件 面談 23件

### ③ 利用企業者数の増加

各種保証制度のパンフレット配布やホームページによる広報活動、関係機関との連携強化や関係機関主催の勉強会、セミナーへの講師派遣を行い協会を利用した場合の利便性・優位性を説明し、未利用企業者の保証利用推進を図ったが完済先も多く、結果的には191企業減少の13,736企業となった。

- ・商工会・商工会議所等関係団体への各種説明会を計29回行ったことにより保証制度の理解が深められた。
- ・広報機能の強化や完済先への再利用アプローチ等に努めたが、191企業の減少となった。保証利用浸透度は33.2%で全国順位は24位。

※先数浸透度は、平成19年度より総務省「事業所・企業統計調査（平成18年）」を中小企業庁で再編加工した中小企業者数による。（中小企業者数41,386先）

### ④ 職員の目利き能力の向上

多様化する保証ニーズに応えるため、連合会主催研修等への参加や現地調査等を通してのOJTにより、中小企業者の問題点・将来性を的確に判断できる職員の養成に取り組んだ。

- ・大口先のモニタリング訪問を含め、283先に対し現地調査・面接調査を行った。（前年度 267先）
- ・連合会主催の信用調査検定試験をベイスコース2名、アドバンスコース5名、マスターコース1名が受験し、全員が合格した。また、内部研修として職員が講師となり、「初級コース」と「中級コース」の2コースを設けた夜間勉強会を合計28回実施し、若手・中堅職員の審査能力の向上に努めた。
- ・大分県主催の公的支援施策勉強会（10回開催）に毎回参加し、新たな情報・知識の取得に努めた。

### ⑤ 経営支援機能の強化

中小企業診断士による経営相談業務の充実や大口保証先に対する保証後のモニタリングにより、継続的な経営支援を行い期中支援の充実を図った。

- ・大口先（保証債務残高80百万円以上）に対する保証後のモニタリング業務を、88先に対して実施した。
- ・県内3つの商工会議所で毎月実施している金融相談会に中小企業診断士の資格を有する職員が計12回出張し、経営相談業務の充実を図った。また、九州経済産業局が主催した「ワンストップサービス」に2日間、職員を派遣した。

### ⑥ 条件変更に対する柔軟な対応

昨年の中小企業金融円滑化法施行以降、条件変更（返済条件緩和等）の申込みが急増しているが、中小企業者の経営改善に向けた取り組みを斟酌して、金融機関と連携のうえ柔軟な対応を行い中小企業の資金繰りの緩和を図った。

条件変更承諾実績 2,436件 383億95百万円（前年比 件数153.0% 金額140.2%）

### ⑦ 反社会的勢力等に係わる情報交換体制の強化

暴力追放大分県民会議及び金融機関暴力対策連絡協議会との会合に出席し、情報交換を行った。また、個別事案については、随時暴力追放大分県民会議を訪問し相談・情報交換を行った。

## (2) 期中管理部門

### ① 金融機関との連携強化による債権管理の充実・強化

事故報告受付等による要管理先について、金融機関との連携強化により早期実態把握に努め、中小企業の実態に即した返済額の軽減・一定期間の返済猶予・期限延長等の条件変更を実施し延滞の解消を行った（386件 67億29百万円）条件変更の実施により、代位弁済の抑制に繋がった。

- 延滞先一覧表により取扱金融機関への訪問を強化し企業の実態把握に努めた。また取扱金融機関が複数あり、調整を要する企業先への訪問を行った。

（金融機関支店訪問 344店舗 企業訪問 17先）

- 県内主要5行については、毎月定期的に訪問し情報交換を行うと共に今後の管理方針について随時協議を行った。

- 金融機関との研修会、勉強会に21回参加し、債権管理の手続きの周知徹底を図った。

### ② 延滞債権管理への早期着手

延滞案件について、早期に債権管理に着手した。その結果、条件変更での対応が増え、代位弁済の抑制に繋がった。

- 延滞1ヶ月案件の要管理先を支店毎にリストアップし、延滞件数の上位店舗主体に支店訪問により情報収集し債権管理に着手した。また、事故報告書未提出及び期限の利益の喪失未実施の先については今後の方針を協議した。

- 大口案件（5千万円以上）の事故（21先）について、役員へ債務者の現況・保全状況及び今後の管理・回収方針を報告した。

### ③ 事業再生支援の充実

大分県中小企業再生支援協議会と個別案件の協議や情報交換を実施し連携強化を図った。

また、県内主要5行と再生支援協議会との連携を強化するために、事業再生支援の意見交換会を実施した。今後も、協会が事務局となり定期的に意見交換会を開催することとなった。

## (3) 回収部門

### ① 回収の最大化・効率化

期中管理部門と連携し、早期回収の着手により回収実績の増加に努めた結果、計画額には達しなかったが前年度を上回る回収を行うことができた。

- 担保管理一覧表による進捗管理を徹底し不動産処分の推進に努めた結果、回収額はほぼ前年度並の回収ができた。

不動産処分による回収額 6億52百万円（前年度 6億86百万円）

- 新規代位弁済案件について、毎月、期中管理担当と「代位弁済打合せ会」を行うと共に、大口5千万円以上の案件については役員へ現況と保全状況を報告し今後の方針について協議した。

- 求償権先に対する訪問・面談件数は、新規代位弁済の減少に加え、法的整理の増加により前年実績を下回った。

訪問・面談実績1,528先（内訳 管理部門152先 サービス部門1,376先）（前年度1,778先）

- 代位弁済時から担保管理データを作成し、担保物件近隣の金融機関において実勢価格等の調査と任意処分の働きかけを行った。

- 自己破産、法的整理等による回収不能求償権について、管理事務停止及び求償権整理を行い管理事務の効率化を図った。

管理事務停止 277件 18億14百万円 求償権整理 202件 12億90百万円

② 職員の専門知識の向上

- ・個別案件での弁護士相談を積極的に行い職員のスキルアップに努めた。

③ 求償権回収強化に向けたサービサーの一層の活用促進

- ・求償権の増加に対応して、サービサーへの委託範囲を拡大し効率的な回収を図った。
- ・無担保債権の代位弁済後の委託に加え、担保処分後の無担保債権及び定期入金先の担保債権の追加委託を行うなど、委託範囲の見直しを実施した。

無担保債権の委託	142企業	231件	18億28百万円
追加委託	10企業	28件	4億86百万円

(4) その他戦略部門

① 次期システムの検討

当協会が参加している九州ブロック共同システム運用会議において、次期システムの検討を行った。

- ・検討内容については、平成22年9月30日に「共同システムの方向性についての検討報告書」を策定し提出した。また、代表者による会議において検討を行い、引き続き九州ブロック共同システム運用会議に参加している協会が協力して検討・対応を行うこととした。
- ・上記検討報告書については、客観性の証明を行うために第三者機関に依頼し妥当であるとの意見を得た。

② システム事故防止対策の強化

平成21年度に開発した保証承諾データのチェックプログラムについて、新たにチェック項目の追加を行い機能強化を図った。また、保険関係通知については、全国信用保証協会連合会の指定した項目の検証作業を行い、判明した問題点について新たにシステムを開発して運用開始し、システムの事故防止に努めた。

③ 内部監査体制の充実・強化

コンプライアンスマニュアルに基づき研修・啓蒙活動を行うと共に、リスク管理体制と監査体制の充実を図った。

- ・経営トップが年度始め、年末、年始の訓辞において、必ずコンプライアンスの重要性に触れその徹底を行った。
- ・協会外で起こったコンプライアンス違反事件に関してコンプライアンスニュースとして9回配布を行い啓蒙活動に努めた。
- ・人権啓発活動の一環として外部講師を招聘し、研修会を実施した。(45名の参加)
- ・コンプライアンスチェックシートの実行を23年2月に実施、25のマナーチェックを22年5月と23年1月に実施した。
- ・業務一般に関する4件の苦情案件について、内容は軽微なものであったが、迅速かつ適切に対応した。(20年度-15件、21年度-9件)
- ・毎月各課で開催する「課内会議」において、「コンプライアンス」及び「個人情報の取り扱い」について討議を行い、その結果を役員まで報告することによりチェック体制を強化した。
- ・内部監査担当と常勤監事において、それぞれ各部毎に定期監査を実施した。又、総務部総務課に対しては、内部監査担当が現物監査を毎月実施して、適正な出納事務を確認した。

④ 人材育成の充実・強化及び職場環境の改善

- ・各種研修、資格取得制度を通じ、人材の育成・開発に努めた。また、適時、事務所の改善を行い、安全な職場環境の整備に努めた。

- ・基本能力・審査能力等の底上げを図るために、全国信用保証協会連合会が主催する研修等について、階層別研修に3名、業務研修に2名、課題別研修に5名を派遣し、また、信用調査検定を8名が受験し全員が合格した。通信教育については職員22名が受講し自己啓発に努めた。さらに、資格取得制度では宅地建物取引主任者に1名が合格した。
- ・個人情報のセキュリティ対策により、事務所の換気が劣悪している箇所に換気設備を設置。また、事務所玄関の滑り防止工事を行い、来客者の安全対策を講じた。

#### ⑤ 信用補完制度の持続可能性向上に向けた取組み

景気的大幅な悪化や、制度を巡る状況が急変しており、その対策や運用について適切な対応と、保険収支の状況に対する認識を深めることに努めた。

- ・全国信用保証協会連合会で行われた「信用補完制度検討会」で検討された責任共有負担金の還流等について、具体化された場合の影響を検討するとともに、その検討会の内容を職員に周知を行い、信用補完制度の現状について情報の共有を図った。
- ・中小企業金融円滑化法への対応として、地方公共団体の制度について事務手続の簡素化を行うことにより迅速な対応を行った。
- ・提携保証については、一定の事故率を超えた金融機関に対し、一定期間の取扱停止等の措置を行うことにより適切な制度運用に努めた。

#### ⑥ 金融機関との適切な責任共有制度への取組みと整備

平成19年10月に導入された金融機関との適切な責任共有制度のスムーズな運営に向けた取り組みを行った。

- ・緊急保証に資金ニーズが集中したこともあり、保証承諾額に占める責任共有制度の割合は34.9%であるが、金融機関からの照会に丁寧な対応に努めたことにより問題の発生はなく、スムーズな運営を行うことができた。

#### ⑦ 広報活動の充実

ホームページや機関誌を活用することにより、広報活動の充実に取り組んだ。

- ・ディスクロージャー誌については、掲載順序の変更、写真の掲載等、冊子の構成内容について見直すとともに紙面をカラー印刷にし、内容の充実と見やすさに努めた。
- ・ホームページ、保証月報、経済団体機関誌に保証制度の案内について掲載するとともに、保証月報の配布に合わせて、保証制度などのチラシを同封するなどして効果的な広報に努めた。
- ・緊急保証等の保証協会の近況、情報を報道機関に提供し、信用保証制度の正しい理解を得られるよう努めた。

#### ⑧ 改正利息制限法等の施行に向けた対応

全国信用保証協会連合会の方針を基本として、当協会の実務対応を決定して実施した。また、利息制限法の施行に際してはスムーズな対応ができるように、金融機関に対して説明会を行った。



## 平成22年度経営計画の評価に対する外部評価委員会意見書

平成23年7月20日、大分県信用保証協会から平成22年度経営計画に対する実績について自己評価の説明を受けた。これについて外部評価委員会の意見を次の通り述べる。

### 業務環境について

平成22年度の大分県経済は、生産活動では海外景気の回復に伴う移輸出拡大や、公共工事の増勢基調と、各種経済対策の効果などから主要業種で生産水準を引き上げ景況感は緩やかな持ち直しの動きがみられたものの、雇用環境・個人消費においては依然として厳しい状況が続いた。又、東日本大震災の影響から生産活動の制約が生じている業種もあり、予断を許さない状況にある。

### 保証部門について

- こうしたなか、大分県信用保証協会においては、国の中小企業対策である「緊急保証制度」への積極的な取り組みや「中小企業金融円滑化法」を背景とした条件変更柔軟な取り組みを行い、県内中小企業の資金繰りに大きく貢献し中小企業金融対策の一翼を担っている。
- 保証承諾実績は、970億53百万円と「緊急保証制度」の申込みが一段落した関係から計画値（1,100億円）を大幅に下回り前年比75.3%計画比88.2%となり、保証債務残高も2,136億71百万円と、計画値（2,350億円）を大幅に下回る結果となっている。  
今後、更に中小企業の資金繰り支援のため、関係機関等との連携を深め、計画達成の努力を求めものである。
- 開業、創業先の相談・審査については現地調査若しくは面談を行い保証承諾実績100件、保証額5億円の実績を残したことは新しい保証先の確保やひいては県内経済の活性化に寄与しており、今後とも積極的な取り組みを促したい。
- 利用企業者数は、13,736先と前年度から191先減少となり保証利用浸透度も33.2%となっていることから完済先への再利用の呼びかけや中小企業者向け広報活動、金融機関等との相談会開催による普及活動などあらゆる手段を講じて更に努力が必要である。
- その他、前年度指摘事項であった審査担当者の大口保証先（保証残80百万円以上）に対する保証後のモニタリングについては88企業先に対して面談等の現地調査を行なったことは評価できる。  
また、大口先のほかに、審査業務において200件ほどの企業訪問を行っているが、今後は幅広い利用者に対してより多くの経営支援を行なうようお願いしたい。  
また、職員の目利き能力の育成については、ベテラン職員による内部研修や全国信用保証協会連合会主催の研修・検定試験に積極的に職員を派遣しており、今後も継続的な取り組みを期待する。

### 期中管理について

- 代位弁済については、県下の倒産件数が減少していることや「緊急保証制度」の利用及び期間延長や返済条件緩和などの条件変更承諾により、31億60百万円となり計画値（57億円）に比して大幅に減少している。
- これは、金融機関との連携を強化し中小企業の実態把握に努め、事業継続への支援を行なうなど総じて早期債権管理に取り組んだ結果と思料され、このことが代位弁済の抑制に繋がったことは大いに評価できる。
- しかしながら、今後の経済情勢や経営環境によっては企業倒産の増加による代位弁済額の増加が懸念される。引き続き関係金融機関との連携を密にすると共に再生支援等の手法を駆使して期中管理の徹

底を期待する。

### 回収部門について

- ・回収実績は、11億93百万円と計画値（12億円）を若干下回ったものの、前年度を上回る実績となっている。
- ・回収活動は、期中管理部門と連携し、回収への早期着手や不動産担保処分の推進、求償権先の実態把握のための訪問・面談活動を積極的に行なっている。  
また、回収の効率化を目指し、サービサーを積極的に活用し回収額の増加にも取り組んでいる。
- ・今後とも無担保や第三者保証人を徴求しない求償権の増加など、求償権内容の質的低下により、回収を増やすことは年々厳しくなるが、更なる効率かつ効果的な方法により努力されたい。

### その他戦略部門について

- ・電算システムについては、システム障害を発生させないための新たな対策を講じ事故防止に努めている。又、システムのレベルアップを目指し、九州ブロックでその方向性が検討されている。
- ・コンプライアンスに対する取組みについては、コンプライアンス・マニュアルを策定し、ディスコロージャー誌やホームページ等で対外的に示しマニュアルに沿った研修・啓蒙活動が行なわれており、役職員の認識は定着しつつある。  
また、内部研修や外部研修等を重ね、反社会的勢力等の排除については全国信用保証協会連合会が主体となったデータベースの利用や個人情報保護の取組み・コンプライアンスの遵守を徹底し事故、苦情に対して迅速な対応に努めていることは評価できる。
- ・内部監査体制については、コンプライアンス等特命担当を配置し、常勤監事と連携しながら内部監査体制の充実を図られているが、今回の大震災を教訓としてコンプライアンスのみではなく日常業務における危機管理体制について、独立性・中立性を備えた、組織の改正が必要である。

### 総括

経営計画に基づく業務運営は、厳しい環境の中、収支差額10億63百万円を計上しており、この内5億円を収支差額変動準備金に5億63百万円を基金準備金に繰り入れて基本財産の増強を図っている。

なお、中小企業を取り巻く環境は、今回の東日本大震災の影響による電力不足やサプライチェーン等の問題で今後の経済情勢は更に厳しさを増すことも考えられ、信用保証協会の役割は益々重要となっている。

大分県信用保証協会においては、今後とも中小企業の資金調達のみどころである信用補完制度が十分機能するようところがけると共に、天災・人災等の不測の事態を想定した事業継続が可能な体制づくりを行い、安定した経営基盤を維持するために更なる経営努力を期待するものである。

## 信用保証のしくみ

### ○信用保証制度

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化を図ることを目的としています。

信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者です。

- ①中小企業者は、信用保証協会に保証申込みをします。(金融機関を経由していただくのが一般的ですが、商工団体及び信用保証協会に直接お申込みいただく方法もあります。)
- ②信用保証協会は、申込のあった中小企業者の信用調査・審査を行います。
- ③保証の承諾を決定した場合は、金融機関に対して信用保証書を発行いたします。
- ④金融機関は信用保証書に基づいて中小企業者に融資を行います。
- ⑤中小企業者は、融資条件に従って金融機関に借入金を返済します。
- ⑥中小企業者が何らかの事情で借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は、信用保証協会に対して代位弁済の請求を行います。
- ⑦信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に返済(代位弁済)します。
- ⑧代位弁済を行うことにより、金融機関が有していた債権が信用保証協会に移転し、信用保証協会が求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨中小企業者及びその保証人には、信用保証協会に対して求償債務の返済をしていただきます。

### ○信用保険制度

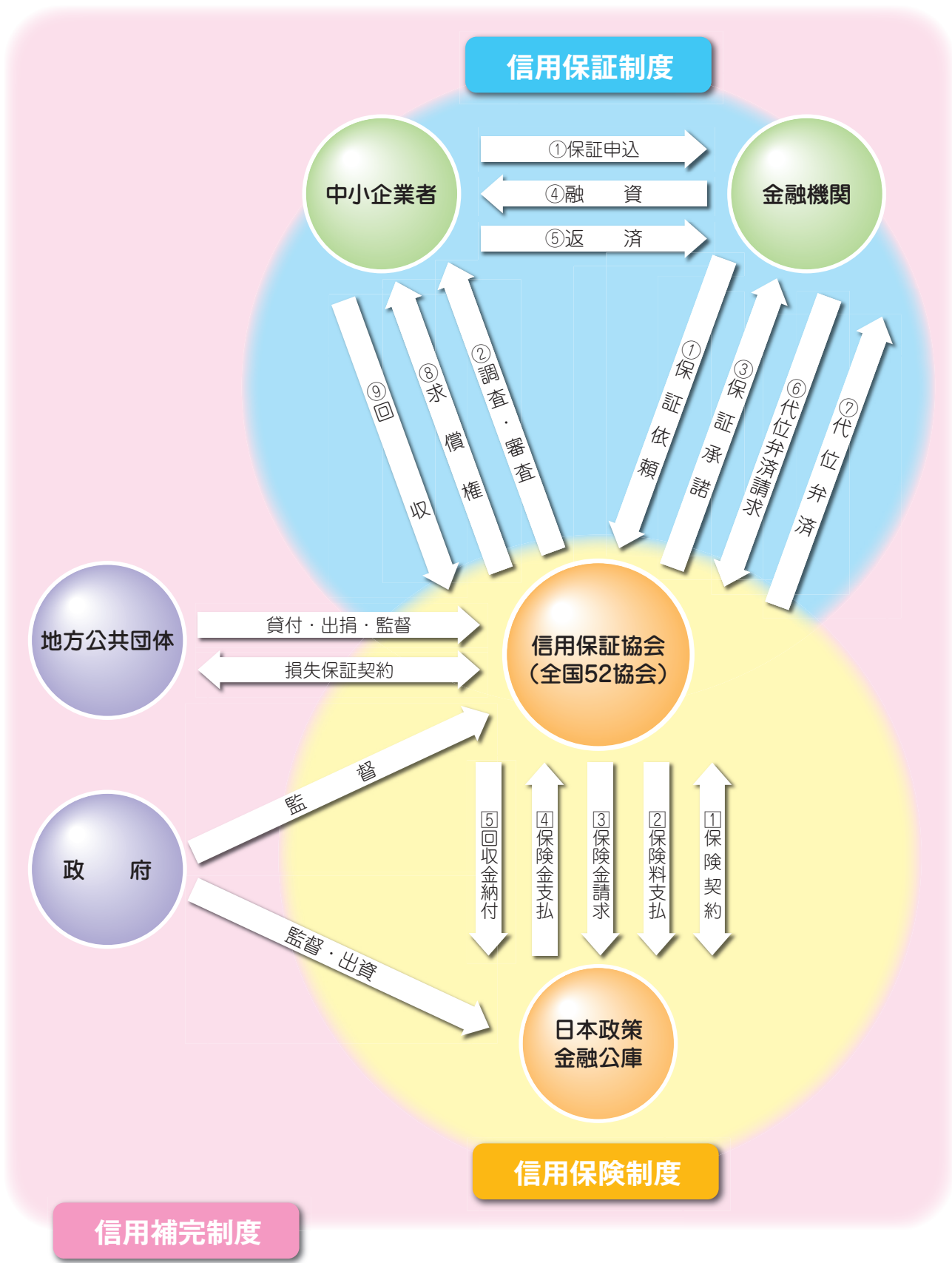
信用保証業務にともなうリスクを、信用保険によってカバーし、信用保証制度の機能が十分に発揮できるようにすることを目的としています。

信用保険制度の当事者は、日本政策金融公庫と信用保証協会の二者です。

- ①日本政策金融公庫と信用保証協会は、信用保険契約を締結し、この契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ②信用保証協会は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払います。
- ③信用保証協会が金融機関に代位弁済をしたときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④信用保証協会は、信用保険の種類に応じて、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として日本政策金融公庫から受領します。
- ⑤信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金の一部を、保険金の受領割合に応じて保険納付金として日本政策金融公庫に納付します。

### ○信用補完制度

信用保証協会の「信用保証制度」と日本政策金融公庫の「信用保険制度」との2つの制度を総称して信用補完制度といいます。



## 信用保証のご利用について

### 保証をご利用いただける方

業歴要件～営業年数を問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。

区域要件～次の（１）または（２）に該当すれば保証対象となります。

（１）個人の場合：住居または事業者のいずれかが大分県内にあるもの

（２）法人の場合：大分県内に本店または事業所を有するもの

（注）制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

### ○企業規模

法人の場合は、資本金（出資金）または常時使用する従業員のいずれか一方が、個人の場合は、常時使用する従業員が、下記の条件を満たしていればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従 業 員
製 造 業 ・ 建 設 業 運 送 業 ・ そ の 他	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人	—	300人以下

ただし、次の政令指定業種については、下記のとおりとなります。

業 種	資 本 金	従 業 員
ゴ ム 製 品 製 造 業 （自動車又は航空機用タイヤ及 びチューブ製造業並びに工業 用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ エ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

\* 生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、常時使用する従業員数には含まれません。

\* 組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

\* 個人が営む医業は、常時使用する従業員数は100人以下です。

## ◎業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用になれます。ただし、農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業、保険サービス業は除く）、パチンコ店等の遊技業、性風俗関連特殊営業、興信所・易断所、その他信用保証協会において保証対象として不適当と認める業種についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする業種については、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

## ◎その他

反社会的勢力は、信用保証協会の保証の対象となりません。

## 保証の内容

### ◎保証の最高限度額

法人・個人	2億8,000万円
組 合	4億8,000万円

※上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。

このほかに国が定める制度保証で、一定の要件を備えている方は、別枠で保証のご利用ができます。

### ◎保証期間

最長20年以内まで取扱いできます。

なお、それぞれの制度により定めがありますので、別掲の保証制度のご案内をご覧ください。

### ◎資金使途

事業に必要な「運転資金」と「設備資金」に限ります。

### ◎連帯保証人

法人代表者以外の連帯保証人を徴求しないものとします。

ただし、実質経営者、許認可名義人は連帯保証人になっていただきます。

なお、事業継承予定者は連帯保証人になっていただく場合があります。

### ◎担保

必要に応じ、原則として、県内に所在する不動産、船舶、流動資産（棚卸資産・売掛債権）、有価証券などを提供していただきます。

## 責任共有制度について

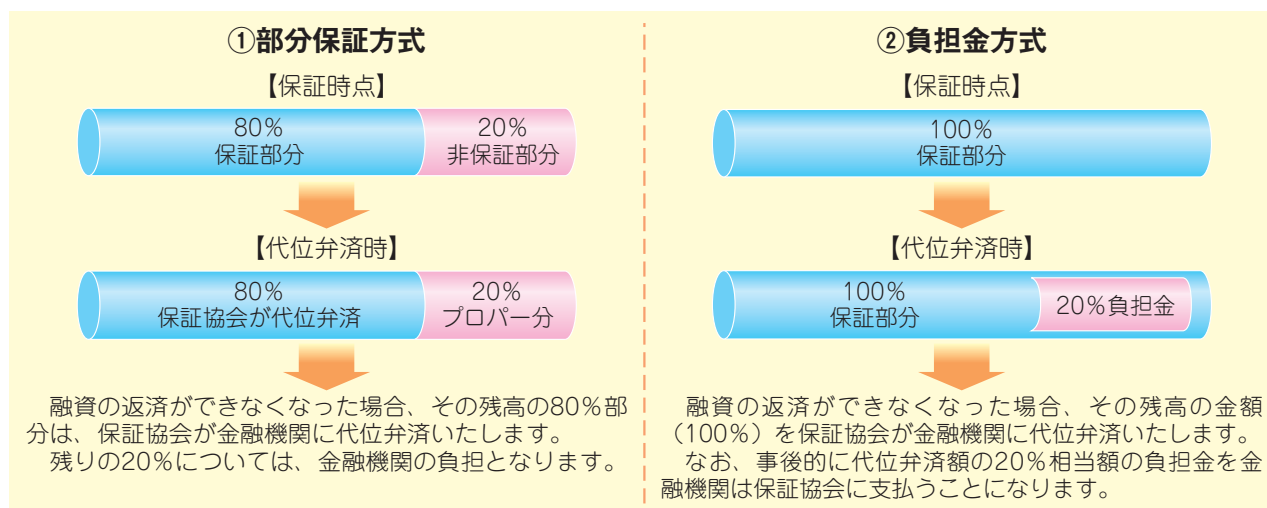
### ○制度の目的

信用保証協会の保証付き融資につきましては、従来、信用保証協会が融資取扱金融機関に対し、原則100%保証していました。

平成19年10月から、信用保証協会と金融機関とが適切な責任分担を図り、両者が連携して、融資実行やその後の経営支援・再生支援等を行うことを目的として「責任共有制度」が導入されました。

### ○制度の概要

責任共有制度は、①部分保証方式（金融機関が行う融資額の一定割合を保証する方式）、②は負担金方式（金融機関の過去の制度利用実績に基づき一定の負担金を支払う方式）があり、各金融機関がいずれかの方式を選択することとなっています。（概要は下表のとおり）



### ○責任共有制度の対象とならない保証制度

責任共有制度の対象外となる保証（100%保証）は以下のとおりです。

1. 小口零細企業保証
2. 特別小口保険に係る保証
3. 経営安定関連保険（セーフティネット）1号～6号に係る保証
4. 災害関係保険に係る保証
5. 創業関連保険（再挑戦支援保証含む）、創業等関連保険に係る保証
6. 事業再生保険に係る保証
7. 求償権消滅保証
8. 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
9. 東日本大震災復興緊急特別保険に係る保証

（注）特定社債保証、流動資産担保融資保証等の部分保証制度は、金融機関の選択する方式にかかわらず部分保証となります。

## 信用保証料について

### ○信用保証料

信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業の皆さまには、協会保証の利用の対価として、信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は日本政策金融公庫へ支払う信用保険料、損失の補償、経費等、信用保証制度の運営上必要な費用に充当するものです。

なお、信用保証料以外に手数料等は一切いただいておりません。

### ○信用保証料率

平成18年4月1日より、基本の保証料率は、中小企業の皆さまの経営状況に応じて、原則として9段階のリスク考慮型保証料率体系を導入しています。

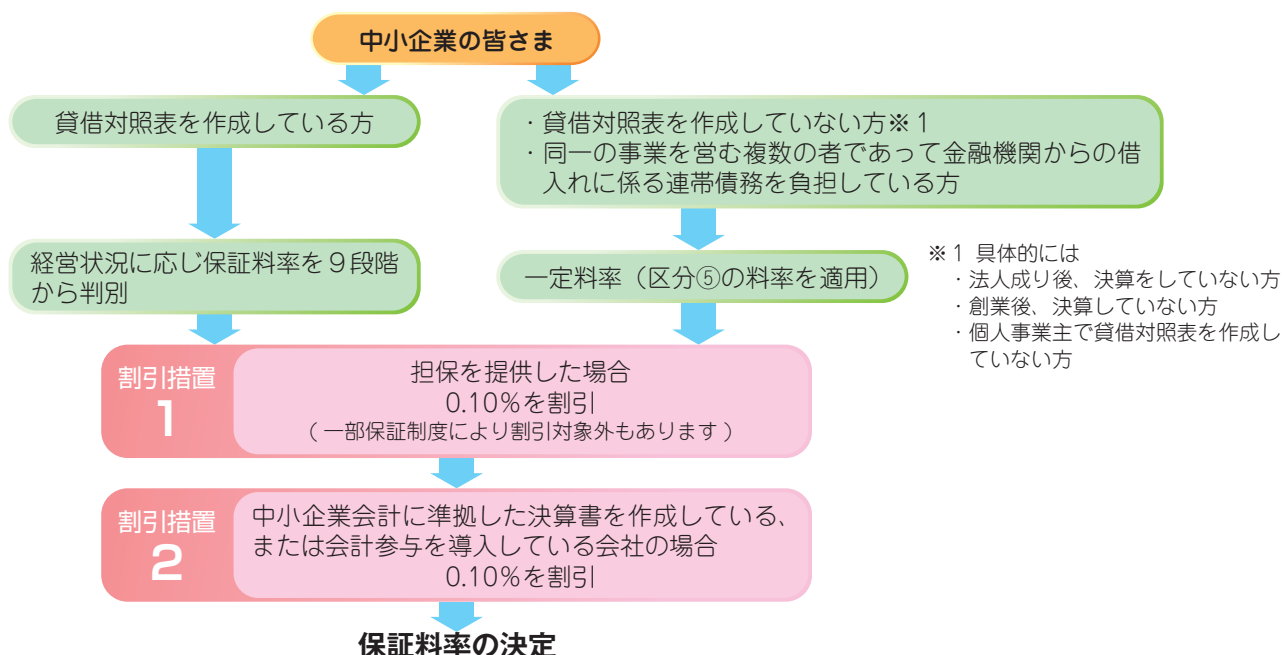
セーフティネット保証、流動資産担保融資保証などの特別な保証制度は、リスク考慮型保証料率体系の対象とはならず、従来と同じく、一律の保証料率を適用します。

#### 【基本保証料率】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90% (1.62%)	1.75% (1.49%)	1.55% (1.32%)	1.35% (1.15%)	1.15% (0.98%)	1.00% (0.85%)	0.80% (0.68%)	0.60% (0.51%)	0.45% (0.39%)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20% (1.87%)	2.00% (1.70%)	1.80% (1.53%)	1.60% (1.36%)	1.35% (1.15%)	1.10% (0.94%)	0.90% (0.77%)	0.70% (0.60%)	0.50% (0.43%)

注) 特殊保証は当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、手形割引根保証、手形貸付根保証です。保証制度によっては上記の9段階の保証料率とは異なる場合がございます。

### ○信用保証料率決定の流れ





## ◎信用保証料の計算

信用保証料の基本的な計算は次のとおりです。

①返済方法が一括返済の場合

保証金額×保証期間（月数）／12×保証料率（年率）

②返済方法が均等分割返済の場合

保証金額×保証期間（月数）／12×保証料率（年率）×分割返済回数別係数※

※分割返済回数別係数は返済回数によって決定します。

分割返済回数	6回以下	7回以上 12回以下	13回以上 24回以下	25回以上
分割返済回数別係数	0.700	0.650	0.600	0.550
不均等分割返済係数	0.770	0.715	0.660	0.605

## ◎信用保証料のお支払い

信用保証料は、貸付実行日（条件変更実行日）に全額一括支払いとなっておりますが、保証期間が2年を越え、かつ保証料総額が300千円超の場合、下記の「分割徴収割合表」を適用し、分割にてお支払いいただけます。

### 【分割徴収割合表】

保証期間	分割回数	分割支払割合									
		融資実行時	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
2年超 4年以内	2回	75%	25%								
4年超 6年以内	3回	60%	30%	10%							
6年超 8年以内	4回	45%	35%	15%	5%						
8年超 10年以内	5回	35%	30%	20%	10%	5%					
10年超 12年以内	6回	30%	20%	20%	15%	10%	5%				
12年超 14年以内	7回	25%	20%	20%	15%	10%	5%	5%			
14年超 16年以内	8回	20%	20%	15%	15%	10%	10%	5%	5%		
16年超 18年以内	9回	20%	20%	15%	15%	10%	5%	5%	5%	5%	
18年超 20年以内	10回	20%	20%	15%	15%	10%	5%	5%	5%	3%	2%

## 保証制度のご案内

### 東日本大震災復興緊急保証

東日本大震災により直接または間接被害を受けた中小企業の方を対象として、経営安定に必要な資金を支援する「東日本大震災復興緊急保証」の取り扱いを開始しました。

#### 保証対象者

- ① 特定被災区域内に事務所を有し、震災により当該事務所等に直接被害を受けた中小企業者
- ② 原子力発電所の事故による災害に際し、警戒区域、計画的避難区域または緊急時避難準備区域として公示された区域内に事業所を有する中小企業者
- ③ 特定被災区域内に事業所を有し、震災後3か月の売上高等が前年同期比10%以上減少しており、市町村長の認定を受けた中小企業者
- ④ 特定被災区域外に事務所を有し、震災により特定被災区域内の取引先事業者との取引が減少しているため、震災後3か月の売上高等が前年同期比10%以上減少しており、市町村長の認定を受けた中小企業者
- ⑤ 特定被災区域外に事務所を有し、震災に起因する需要の減少等により、震災後3か月の売上高等が前年同期比15%以上減少しており、市町村長の認定を受けた中小企業者
- ⑥ ①から⑤に掲げる中小企業者を構成員とする中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接または間接の構成員とする団体

#### 【制度概要】

保証限度額	2億8千万円（一般保証とは別枠） ※災害関係保証、セーフティネット保証と合わせ、最大5億6千万円
保証割合	100%
対象資金	経営の安定に必要な事業資金（事業再建に必要な資金を含む）
貸付形式	手形貸付、証書貸付
保証期間	10年以内（据置期間2年以内）
返済方法	原則として期日一括返済または均等分割返済
保証料率	0.8%
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	原則として法人代表者以外の保証人は不要
貸付金利	金融機関所定利率
取扱期間	平成24年3月31日融資実行分まで
その他	申込書類一式のほか、申込要件が①の場合は「罹災証明書」、②は「被災証明書」、③～⑤は「市町村の認定書」、⑥はその構成員に係る証明書または認定書が必要

## おおいた産業活力支援保証

大分県の3つのクラスター事業（自動車関連産業、半導体産業、医療機器関連産業）で事業を営んでいる中小企業の方々、または、3つのクラスター事業へ新たに事業を展開する中小企業の方々を応援する大分県信用保証協会独自の保証制度です。保証料率については、基準料率から一律0.2%引き下げています。

### 【制度概要】

保証限度額	8千万円	対象資金	運転資金および設備資金
貸付形式	手形貸付、証書貸付	保証期間	運転資金：10年以内（据置1年以内） 設備資金：15年以内（据置3年以内）
返済方法	期日一括返済または分割返済		
保証料率	0.25%～1.70% 中小企業会計に準拠している場合は、上記から0.1%割引いた料率を適用		
担保	無担保		
連帯保証人	原則として法人代表者以外の保証人は不要		
貸付金利	金融機関所定利率		
取扱期間	平成24年3月31日大分県信用保証協会受付分まで		
その他	クラスター事業へ新たに事業を展開する計画のある方は、所定の事業計画書をご提出いただきます。		

## 専門家派遣事業 ～あなたの経営課題を解決します！

本事業は、当協会をご利用いただいている中小企業の皆さまが、事業を継続する上で抱える各種課題に対して、専門的な知識と経験を有する専門家を無料で派遣し、目標の実現や課題解決に向けたお手伝いをする大分県信用保証協会独自の事業です。

### ～例えばこのような課題を抱えている方～

販路開拓により売上を増やしたい・お店のレイアウトを見直したい  
従業員の接客態度、マナーを向上させたい・効果的なホームページを作りたい など

- 取扱期間 平成24年3月31日まで
- 派遣回数及び期間
  - ① 一中小企業者に対して専門家を派遣することができる回数は原則3回までです。なお、必要がある場合は、更に2回の派遣を実施いたします（合計5回）。
  - ② 専門家派遣における1回あたりの指導時間は、原則として3時間以上としています。

※相談内容を業務目的以外で使用することはございませんので安心してご利用ください。  
※保証対象外業種への専門家派遣は行っておりません。また、ご相談の内容によっては、お断りする場合もございます。

費用は無料です。まずはご相談ください！  
【お問い合わせ先】保証部 経営支援課 097-532-8295

## 大分県信用保証協会の制度資金

(平成23年8月現在)

保証の種類	概要	借入限度額 ( )は組合	資金使途	保証期間	融資利率	保証料率 (年) %	割引適用 会計 担保
普通保証	一般的または大口の事業資金が必要な方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	20年	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○ ○
無担保無保証人保証 (責任共有対象外：100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方 (他保証との重複利用はできません)	1,250万円	運転設備	7年	金融機関 所定利率	0.86	
小口零細企業保証 (責任共有対象外：100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	1,250万円	運転設備	10年	金融機関 所定利率	0.50~2.20	○ ○
長期経営資金	大口で長期の経営資金を必要とされる方	2,000万円~2億円	運転設備	3年~15年 3年~20年	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○ ○
当座貸越	経営に必要な資金を反復継続して安定的に必要とされる方	100万円~ 2億8,000万円	運転設備	1年又は2年	金融機関 所定利率	0.39~1.62	○ ○
事業者カードローン根保証	小口の事業資金を反復継続的に必要とされる方	100万円~2,000万円	運転設備	1年又は2年	金融機関 所定利率	0.39~1.62	○ ○
根保証	手形割引	2億8,000万円	運転	1年	金融機関 所定利率	0.39~1.62	○ ○
	手形貸付	(4億8,000万円)				0.45~1.90	○ ○
盆・年末特別保証	盆・年末など金融繁忙期に	500万円	運転	6か月	金融機関 所定利率	0.41~1.86	○ ○
追認保証	小口の資金をお急ぎのときに (本件を含め保証利用は1,000万円以内)	300万円	運転設備	3年	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○ ○
開業保証	独立開業される方	500万円	運転設備	5年 7年	金融機関 所定利率	1.15 (弾力化の対象ではあるが財務諸表(貸借対照表)がないため)	○
経営安定関連保証 (1号~6号は責任共有対象外：100%保証)	経営安定1~8号の認定を受けた方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	10年	金融機関 所定利率	1号~6号 0.80 7号・8号 0.75	○
東日本大震災復興緊急保証 (責任共有対象外：100%保証)	東日本大震災の影響により経営の安定に支障が生じている方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	10年	金融機関 所定利率	0.80	○
条件変更対応保証 (平成24年3月31日まで)	公的金融とお取引のない中小企業者が返済負担の軽減を図りたいときに	2億8,000万円 (4億8,000万円)	借換対象貸付の 決済資金に限る	お問い合わせ下さい		0.80 (保証金額に対し2.20)	○
創業関連保証 (責任共有 対象外： 100%保証)	再挑戦支援保証	1,000万円	運転設備	10年	金融機関 所定利率	1.00	○
	創業関連保証						
創業等関連保証 (責任共有対象外：100%保証)	事業を営んでいない個人が事業を開始するとき及び中小企業者が新たに会社を設立し事業開始するとき、並びに事業開始後5年を経過していない方	1,500万円	運転設備	10年	金融機関 所定利率	1.00	○
経営革新関連保証	中小企業新事業活動促進法に規定する承認経営革新計画に従い経営革新のための事業を行うとする方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	5年 7年	金融機関 所定利率	0.85	○
中堅企業特別保証 (責任共有対象外：100%保証)	破綻金融機関と取引を行っていたため、金融機関から円滑な資金調達ができない中堅企業の方	6億円	運転設備	5年 7年	金融機関 所定利率	無担保保証(1億円以内) 0.65 普通保証(1億円超) 0.75	○
中小企業支店債保証 (部分保証：80%保証)	中小企業者が自社の発行する社債(私債)で資金調達を行いたい方	5億6,000万円	運転設備	7年	支店債発行 所定利率	0.45~1.90	○ ○
流動資産担保融資保証 (部分保証：80%保証)	自ら保有する売掛債権、棚卸資産を担保として資金調達を行いたい方	2億5,000万円	運転設備	1年	金融機関 所定利率	0.68	○
事業再生保証 (責任共有対象外：100%保証)	法的な再生手続き中立て、再建に取り組んでいる中小企業者が資金調達を行いたいときに	2億円	運転設備	10年	金融機関 所定利率	2.20	○ ○
事業再生円滑化関連保証 (部分保証：80%保証)	法的整理手続きによらず、事業再生を図ろうとする中小企業者が資金調達を行いたいときに	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	3年	金融機関 所定利率	1.76 (保証金額に対し2.20)	○
一括支払契約保証 (部分保証：70%~50%)	売掛債権(付帯する債権を含む)の割引にかかる支払原額を保証の対象にします。納入業者が保有する売掛債権を金融機関に債権譲渡することで、納入業者の資金繰り円滑化を図りたいときに	10億円 (上限)	運転	1年	金融機関 所定利率	責任共有対象外保証料率に 保証割合を乗じた率(納入業者負担)	○
予約保証	一時的かつ緊急的な資金が必要な方 (信用保証書の有効期限が365日)	2,000万円 (小口零細利用時500万円)	運転設備	5年 [小口零細利用時]10年	金融機関 所定利率	0.60~1.90 (小口零細 0.70~2.20)	○ ○
経営継承関連保証	経営者の退任・死亡等に起因する事業継承を行うための資金を必要とされる方	2億8,000万円	運転設備	10年 15年	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○ ○
中小企業承継事業再生関連保証	主務大臣の認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って、それを実施するための資金を必要とされる方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	10年	金融機関 所定利率	0.45~1.90 (小口零細 0.86)	○ ○
農工商等連携事業関連保証	主務大臣の認定を受けた農工商等連携事業計画に従って、それを実施するための資金を必要とされる方	8億8,000万円 (12億8,000万円)	運転設備	5年 7年	金融機関 所定利率	0.68~1.35 (詳細はお問い合わせ下さい)	○ ○
農工商等連携支援関連保証	主務大臣の認定を受けた農工商等連携支援計画に従って、それを実施するための資金を必要とされる方	2億8,000万円	運転設備	5年 7年	金融機関 所定利率	1.15	○ ○
商店街活性化事業関連保証	経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画に従って、それを実施するための資金を必要とされる方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	5年 7年	金融機関 所定利率	責任共有対象0.80 責任共有対象外0.75 特別小口0.80	○ ○
商店街活性化支援関連保証	経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化支援計画に従って、それを実施するための資金を必要とされる方	2億8,000万円	運転設備	5年 7年	金融機関 所定利率	責任共有対象1.15 責任共有対象外1.35	○ ○
おおいた産業活力支援保証	自動車関連産業、半導体産業、医療機器関連産業の3つのクラスター事業を行う方、または、3つのクラスター事業に新たに事業展開を行う方	8,000万円	運転設備	10年 15年	金融機関 所定利率	0.25~1.70	○ ○
Q1250保証 (責任共有対象外：100%保証)	一定基準以上の要件を具備する小規模企業者が迅速に資金調達を行いたいときに	1,250万円 (特認500万円)	運転設備	10年	金融機関 所定利率	0.50~2.20	○ ○
QW保証	一定基準以上の要件を具備する中小企業者が迅速に資金調達を行いたいときに	8,000万円	運転	10年	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○ ○
SS保証	迅速に資金調達を行いたいときに	3,000万円 (特認500万円)	運転設備	10年	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○ ○
商工貯蓄共済融資保証	商工貯蓄共済の加入者で、事業資金が必要な方 (積立金を担保とします。)	貯蓄積立額の3倍以内、3倍以上4倍未満の方は1,000万円以内	運転設備	7年 10年	商工貯蓄共済積 貯蓄所定利率	0.35~1.80 (担保割引適用後)	○ ○

※Q1250保証・QW保証・SS保証は、金融機関と提携した保証制度で、「覚書」を取り交わした金融機関でお取扱いしています。

※セーフティネット1号~6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.80%となる制度資金もあります。

※セーフティネット7号・8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。

## 大分県の制度資金

(平成23年8月現在)

保証の種類		概要	借入限度額 ( )は組合	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率 (年) %	保証料率 (年) %	割引適用 会計 担保
中小企業振興資金	運 転	経営の合理化・体質強化のために長期運転資金が必要なときに	2,500万円 (6,000万円)	運転	10年(6か月)	1年以内1.9 5年以内2.2 7年以内2.4 10年以内2.6	0.45~1.15	○ ○
	設 備	経営の合理化・体質強化のために設備資金が必要なときに	5,000万円 (1億円)	設備	10年(1年)			
小口零細企業資金 (責任共有対象外 :100%保証)	普通貸付	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	1,250万円	運転 設備	7年(6か月) 10年(1年)	1年以内1.8 5年以内2.1 7年以内2.3 10年以内2.5	0.5~1.05	○ ○
	無担保無保証人貸付					0.70		
中小企業活性化資金	活性化融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の決算期において、税引前損益又は経常利益で損失を生じ、又は損失が確定と見込まれる方</li> <li>・最近3か月以上の売上高が、前年同期に比し5%以上減少している方</li> <li>・直近の決算期において、前年の決算期に比し経常利益が10%以上減少し又は減少することが確定と見込まれる方</li> <li>・製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方</li> </ul>	8,000万円 (運転 8,000万円) (設備 8,000万円)	運転 設備	10年(1年)	0.45~0.75	○ ○	
中小企業経営改善資金	特定取引中小企業者向け	特定中小企業者(国、県指定の再生手続開始申立中等企業に対し売掛金等を有する中小企業者)、破綻金融機関関連中小企業者、再建中小企業者、再生支援中小企業者	2,500万円 再生・再建 5,000万円	運転	7年(1年) 再生・再建 10年(2年)	0.45~0.75	[特定中小企業者] 0.35	○ ○
		再生手続開始申立等小規模企業者に対し取引条件の改善を行う方(商工調停士の推薦書が必要)	500万円					
創造的企業育成支援資金	ものづくり産業特別融資	中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画(中小企業者が新たな取組を行うことにより、付加価値が相当程度向上するような計画)について県知事が承認した方	8,000万円	運転 設備	7年(1年) 10年(1年)	7年以内 1.8 10年以内 2.0	0.20	○ ○
		基盤技術を用いる自動車関連企業、半導体関連企業で、経営革新計画の承認を受けて基盤技術又は半導体製造工程に関する設備投資を行う方	2億円 (上記融資限度額と別枠)	設備	10年 (1年)			
チャレンジ 中小企業応援資金	新事業展開融資	新事業展開計画を作成し、新分野への進出(事業の多角化、新市場進出、新サービスの展開等)により事業の拡大及び経営の安定化を図ろうとする方	5,000万円	運転 設備	7年(2年) 10年(2年)	0.35	○ ○	
	ベンチャーサポート融資	下記制度の審査通過や認定、採択を受け、研究開発や事業化を行う方(対象期間は認定等の日から2年以内) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネスグランプリ(一次審査通過)</li> <li>・大分県トライアル発注制度</li> <li>・グッドデザイン商品創出支援事業</li> <li>・循環型環境産業創出事業</li> </ul>	5,000万円					
創業支援資金 (責任共有対象外 :100%保証)	新事業創出融資	事業を営んでいない個人が事業開始するとき及び中小企業者が新たに会社を設立し事業開始するとき、並びに事業開始後1年を経過していない方	1,500万円	運転 設備	7年(1年) 10年(1年)	0.70	○ ○	
	創業等支援融資	事業を営んでいない個人が事業を開始するとき、並びに事業を開始した日以後1年を経過していない方	1,000万円					
	再挑戦支援融資	過去に廃業等の経験を有する方が、再び創業を行う方又は創業後5年未満の方						
地域産業振興資金		主な融資対象者 [進出企業取引促進融資] 進出企業との下請取引関係の形成及び発展を図る方 [海外展開支援融資] 海外展開計画を作成して海外へ事業展開を図ろうとする方 [省エネルギー等施設設置融資] 省エネルギー等施設の設置を行う方 [災害復旧融資] 災害復旧を行う方 ※特定の災害については特別融資 [国際規格取得支援融資] ISOやHACCPなどの国際規格の認証・承認を受けようとする方 [環境保全対策融資] 環境保全のための施設の設置及び事業場の移転を行う方	3,500万円 (7,000万円) ただし地域資源活用事業振興融資は、 5,000万円 (7,000万円)	運転 設備	7年(1年) 10年(1年) ただし、環境保全対策融資は 12年(1年)	2.1 災害復旧特別融資 1.8	0.45~0.85 災害復旧特別融資 0.45~0.55	○ ○
県制度のうちセーフティネットが適用された場合			(1号~6号は責任共有対象外:100%保証) (うち中小企業経営改善資金の特定中小企業者に係るもの)			0.70 (0.30)	○ ○	
県制度のうち東日本大震災復興緊急保証が適用された場合						0.80	○ ○	

## 市町村の制度資金

(平成23年8月現在)

保証の種類		概要	借入限度額	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率 (年) %	保証料率(年) %	割引適用 会計 担保	
大分市	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	開業予定の方が開業に係る資金を必要とするときや、開業後1年未満の方が事業資金を必要とするとき	1,000万円	運転設備	7年(1年)	1.9	市が全額補助	○	
	小規模企業者事業資金 (小口零細企業保証) (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方						○	
	中小企業者事業資金	中小企業者が経営の合理化及び体質強化を図るために	2,500万円		7年 1,000万円を超えるものは10年(1年)	2.1	0.45~1.90 (上記の内、市が75%~85%補助) (セーフティネット適用時は市が全額補助)	○	
	環境保全資金	環境保全施設の設置・改善、公害防止施設の設置・改善及び工場等の移転資金を必要とするとき	1,000万円	設備	10年(1年)	2.0	市が全額補助	○	
	季節資金	夏期特別資金(6月1日~8月19日) 年末特別資金(11月1日~12月20日)	600万円	運転	6か月	1.8 (変動あり)	0.45~1.90 (協会季節資金利用の場合は0.41~1.86)	○	
別府市	中小企業合理化資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,500万円	運転	10年(6か月)	1.8	0.40~1.70	○	
	設備	10年(1年)		○					
	中小企業経営安定資金 (1号~6号は責任共有対象外:100%保証)	経営の維持発展のための運転資金、経営の合理化のための設備資金を必要とする、セーフティネット適用の方に	1,000万円	運転	10年(6か月)	1.8	市が全額補助	○	
	設備	10年(1年)		○					
	中小企業開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住しており市内に開業予定又は、開業1年未満の方に	600万円	運転	10年(1年)	1.8	0.45~1.97	○	
	設備	7年(6か月)		○					
	公害防止設備改善資金	公害防止のための施設の設置、移転のための資金が必要なときに	500万円	設備	10年(1年)	2.0	0.41~1.86	○	
	設備	6か月		○					
	小規模企業者振興資金 (小口零細企業保証) (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	600万円	運転	5年(6か月)	2.0	0.45~1.90 (一部の業種等で市が全額補助)	○	
	設備	7年(6か月)		○					
高度情報化通信技術活用資金	生産性向上、経営の高度化及び効率化を図るための高度情報通信技術活用に必要な資金等	1,000万円	運転	6年	2.0	0.45~1.90 (一部の業種等で市が全額補助)	○		
設備	6年		○						
設備改善資金	設備の近代化、経営の合理化等に必要資金	1,000万円	設備	6年	2.0	1.00	○		
設備	6年		○						
創業資金 (責任共有対象外:100%保証)	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の創業に関する資金	200万円	運転	5年	1.8	0.45~1.90 0.41~1.86	○		
設備	7年		○						
経営安定資金	経営安定に必要な運転資金等	200万円	運転	6か月	1.8	0.45~1.90 0.41~1.86	○		
設備	6か月		○						
季節資金	越盆・越年資金	200万円	運転	6か月	2.0	0.40~1.70 (設備資金のみ市が全額補助)	○		
設備	6か月		○						
振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転	10年(1年)	2.0 (市が3割補助)	0.40~1.70 (設備資金のみ市が全額補助)	○		
設備	10年(1年)		○						
振興資金特別融資 (平成24年3月31日まで) (責任共有対象外:100%保証)	セーフティネット5号の対象業種であり、最近3か月の平均売上高が前年同期に比し10%以上減少している方	1,000万円 (季節資金を除き、他の制度と合算で1,000万円以内)	運転設備	10年	2.0 (市が3割補助)	市が全額補助	○		
開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住しており、市内に開業予定、又は、開業1年未満の方に	1,000万円		7年(1年)			○		
女性若者起業支援資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住し、市内に開業予定又は開業1年未満であって、女性又は3歳未満の方及び市内に転入して1年未満の方	500万円	運転	7年(1年)	2.0 (市が全額補助)	市が全額補助	○		
日田市	公害防止資金	公害防止のための施設の設置・移転のための資金が必要なときに	準工業地域 2,000万円 その他地域 1,000万円	設備	8年(1年) 6年(1年)	2.0 (市が3割以内補助)	0.40~1.70 (市が3割以内補助)	○	
	季節資金	盆・年末など金融繁忙期のために	400万円	運転	夏5か月 冬6か月	1.7 (変動あり)	市が全額補助	○	
	新事業展開支援資金	新たな事業展開や新分野への進出又は業態の転換を行うときに	2,000万円	運転設備	10年(1年)	5年 2.40% 10年 2.65%	市が全額補助	○	
佐伯市	中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転	5年	2.0	0.40~1.70 (セーフティネット保証時は市が全額補助)	○	
	設備	7年(6か月)	○						
小規模企業者振興資金 (個人は責任共有対象外:100%)	適当な担保・保証人のない小規模企業者が事業資金を必要とするときに	1,000万円 (中小企業振興資金と併用の場合は合算)	運転	5年	2.0	個人 0.86 法人 0.40~1.70 (セーフティネット保証時は市が全額補助)	○		
設備	7年(6か月)	○							
白杵市中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転	10年	2.0	0.40~1.70 (市が3/4補助)	○		
設備	10年(6か月)	○							
津久見市中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転	5年	2.0	0.45~1.90 (市が1/2補助)	○		
設備	7年(6か月)	○							
豊後高田市	中小企業事業	経営合理化資金	中小企業者が行う事業に直接必要となる設備資金又は運転資金	1,000万円	運転	5年	1.8	市が全額補助	○
	設備	300万円	6か月	○					
杵築市中小企業振興資金	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に住所し、市内に開業予定、又は、開業後間もない方に	1,000万円	運転	10年(1年)	2.0	1.00 (市が1/2補助)	○	
	設備	10年(6か月)	○						
経営合理化資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転	5年	2.0	0.45~1.90 (市が1/2補助)	○		
設備	7年(6か月)	○							
宇佐市中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	500万円	運転	5年(6か月)	2.0	0.45~1.90 (市が1/2補助)	○		
	設備	1,000万円	7年(6か月)	○					
豊後大野市中小企業振興資金	創業資金 (責任共有対象外:100%保証)	創業者が必要とする設備資金	1,000万円	設備	10年(1年)	2.0	市が全額補助	○	
	設備	10年(1年)	○						
経営合理化資金	中小企業者が必要とする設備資金	1,000万円	設備	10年(1年)	2.0	市が全額補助	○		

※セーフティネット1号~6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.80%となる制度資金もあります。

※セーフティネット7号・8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。

※大分市、中津市、日田市、白杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市の制度資金については、東日本大震災復興緊急保証が適用された場合、責任共有対象外となり、保証料率が0.80%となるものもあります。

## コンプライアンスについて

大分県信用保証協会は、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に、積極的に取り組んでいます。

当協会のコンプライアンスは、「法令等の遵守」と定義付け、①法律、命令 ②官公庁等から発せられた規則、通達等 ③倫理や道徳を含む社会規範 ④当協会の内部規定としており、「信用保証協会倫理憲章」を基本方針とし、「具体的行動規範」に基づいて行動しています。

### 信用保証協会倫理憲章

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。
2. 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。
4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。
5. 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

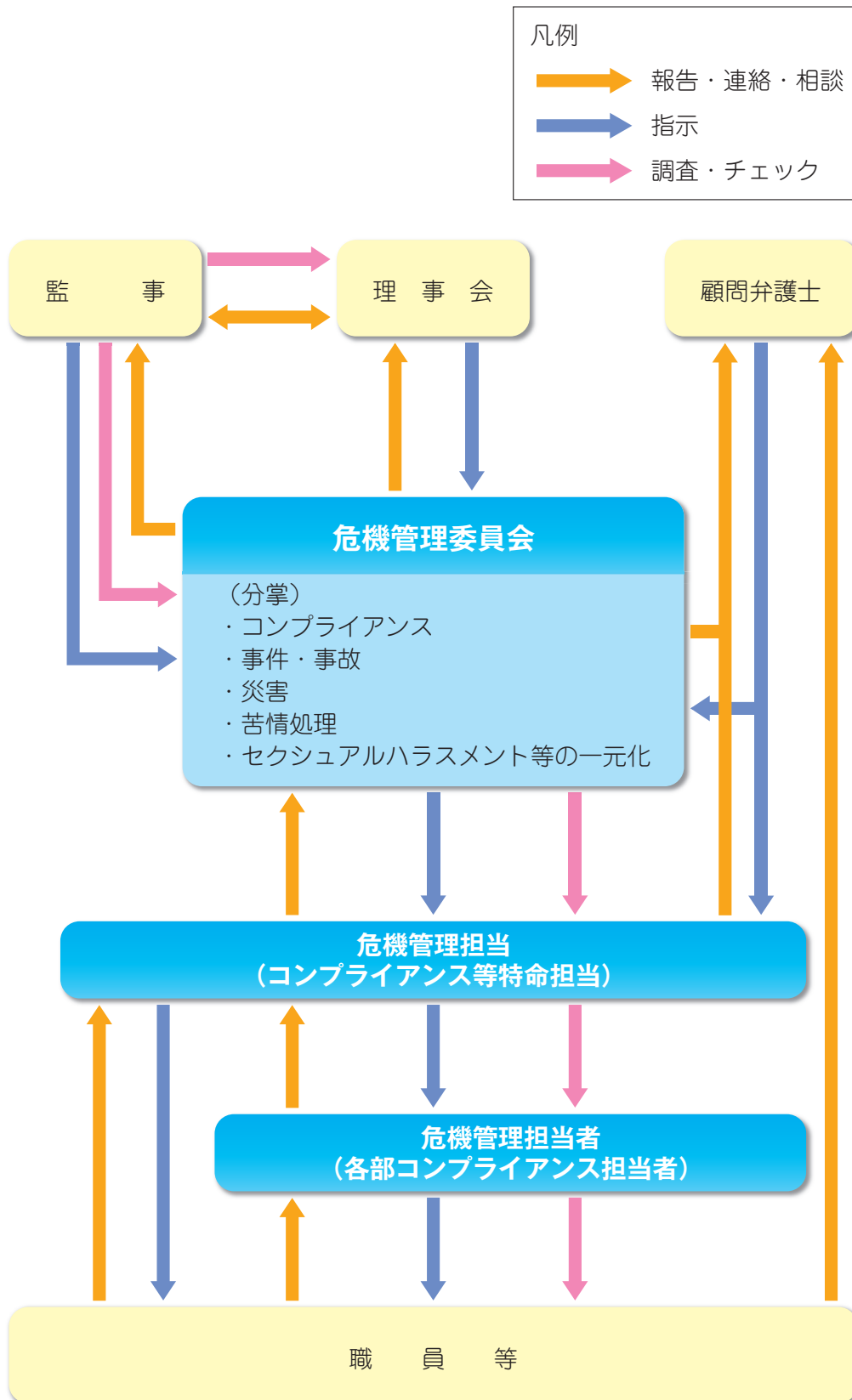
### 具体的行動規範

1. 法令・ルール等の遵守
2. 誠実な職務の遂行
3. 守秘義務の履行
4. 職務上の地位と関係者との付き合い
5. コンプライアンス関連事項への対応
6. 反社会的勢力（不当要求行為）への対決
7. 外部からの苦情・トラブルへの対応
8. 職場秩序の維持
9. 違反行為の報告
10. 懲罰

コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、統括部署を定め、コンプライアンスマニュアルの整備や実践状況の把握に努めています。

また、各部署にコンプライアンス委員を配置し、違反等のあった場合、外部相談窓口（顧問弁護士）に相談できるようなしくみも整えています。

○コンプライアンス組織体制図





## 個人情報保護について

### 個人情報保護宣言

大分県信用保証協会は信用保証協会法に基づく法人であり、中小企業の皆さまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業の皆さまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

#### ①個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取扱います。

#### ②個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

#### ③個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

#### ④個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

#### ⑤個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため解約の締結、実施状況の点検等を行います。

#### ⑥保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。

#### ⑦保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご相談ください。調査のうえ、法令に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令で定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・⑥⑦の具体的な手続きにつきましては、当協会のホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の3.（3）「開示等の求めに応じる手続」をご覧ください。

#### ⑧質問・苦情について

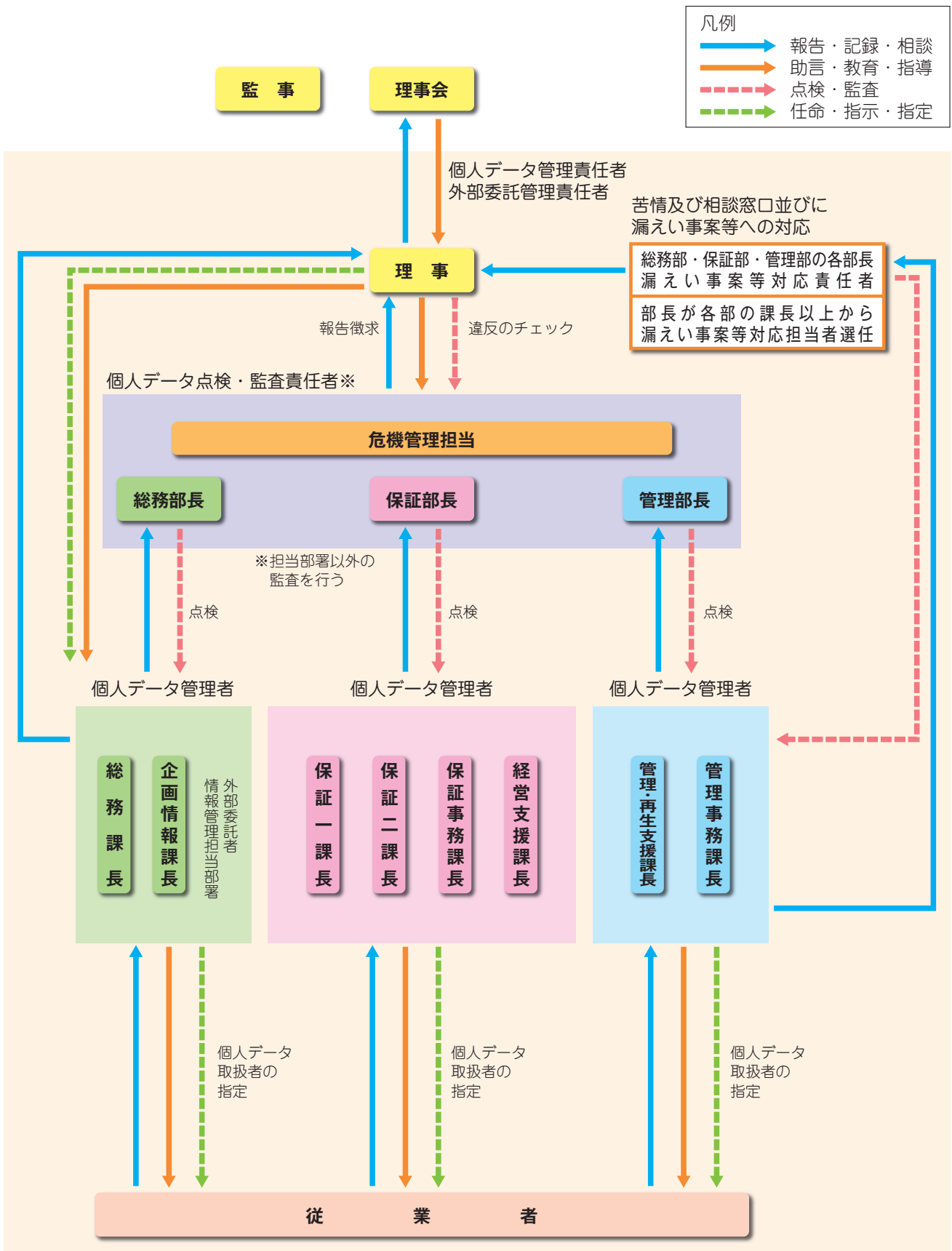
当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取組みます。

#### ⑨開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は下記のとおりです。

〒870-0026  
大分県大分市金池町3丁目1番64号  
大分県信用保証協会 危機管理担当  
電話番号 0120-432-507（フリーダイヤル）

○個人情報保護法に係る組織及び体制



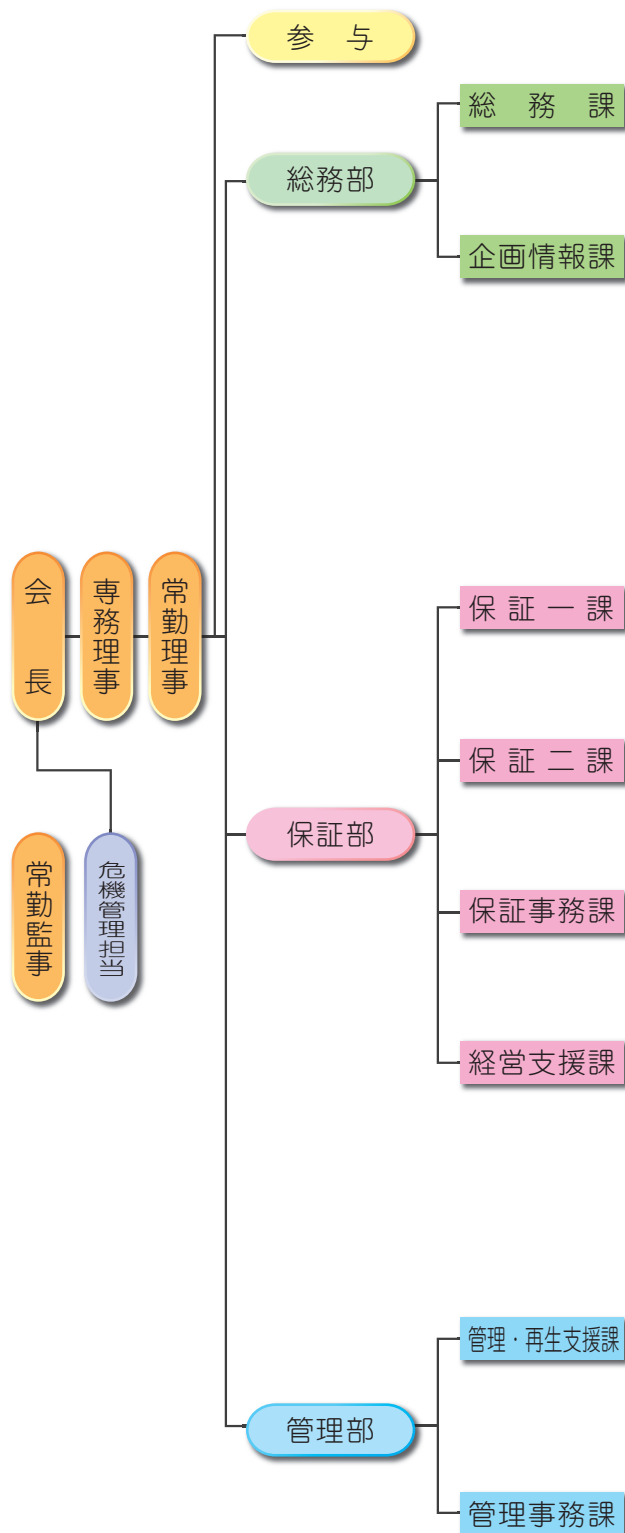
## 役員・組織機構図

### 役員

(平成23年8月現在)

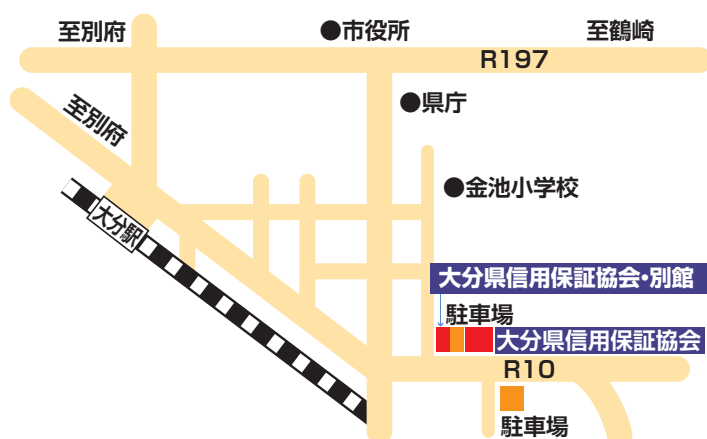
会長	首藤 文明 常勤
副会長	山本 和徳 非常勤 大分県商工労働部長
副会長	姫野 清高 非常勤 大分県商工会議所連合会 会長
専務理事	吉良 俊一 常勤
常勤理事	伊東 恭一 常勤
理事	新貝 正勝 非常勤 中津市長
理事	清家 孝 非常勤 大分県商工会連合会 会長
理事	高山 泰四郎 非常勤 大分県中小企業団体中央会 会長
理事	姫野 昌治 非常勤 大分県銀行協会 会長 (大分銀行 代表取締役頭取)
理事	山上 博資 非常勤 大分県信用金庫協会 会長 (大分信用金庫 理事長)
理事	吉野 一彦 非常勤 大分県信用組合 理事長
理事	中村 洋一 非常勤 商工組合中央金庫 大分支店長
理事	安藤 英徳 非常勤 豊和銀行 代表取締役頭取
監事	安部 隆 常勤
監事	村松 政幸 非常勤 公認会計士

### 組織機構図



## 窓口のご案内

部署名		TEL & FAX番号		業務内容	
危機管理担当 (大分県中小企業会館3階)		TEL	097-532-8327	危機管理計画の策定に関する業務、リスク管理・クライシス管理に関する業務、震災・新型インフルエンザのBCPの策定に関する業務、内部監査業務、外部評価委員会の窓口業務、コンプライアンスに関する業務、個人情報保護及び機密保持関連、各種特命業務	
		FAX	097-538-0872		
総務部 (大分県中小企業会館3階)	総務課	TEL	097-532-8336	経理、庶務、文書、人事、労務、予算、決算、基本財産の事項、申請・届出・登記諸契約、各種会議運営	
		FAX	097-538-0862		
	企画情報課	TEL	097-532-8327	事業計画、業務企画、研修、広報、保証制度の新設・改廃届出等、保証料の管理、責任共有残高照合、システム運用管理・電算情報処理	
		FAX	097-538-0872		
保証部 (大分県中小企業会館2階)	保証一課	TEL	097-532-8246	信用調査・審査、保証申込等金融相談、経営指導、保証推進担保物件の調査と評価、金融機関との連絡調整等	大分市、由布市、豊後大野市、竹田市
		FAX	097-538-0871		
	保証二課	TEL	097-532-8247	保証後の保証債務の管理、返済条件緩和等の条件変更	上記以外の地区
		FAX	097-538-0865		
	保証事務課	TEL	097-532-8265	保証・条件変更の申込受付、信用保証書・条件変更保証書発行、担保物件の保安全管理、信用保険、団信等	
		FAX	097-538-0871		
	経営支援課	TEL	097-532-8295	経営相談・経営支援相談、経営情報等の提供、創業等の相談、大口先の管理、再生支援等管理部との連携業務	
		FAX	097-538-0865		
管理部 (大分県信用保証協会別館2階)	管理・再生支援課	TEL	097-532-8296	延滞保証債務の管理、再生支援相談 求償権の管理・回収	
		FAX	097-538-0896		
	管理事務課	TEL	097-532-8297	代位弁済の受付、審査、実行、法的措置関係、損失補償関係、保険金関係、延滞保証債務の管理事務、求償権の管理・回収事務	
		FAX	097-538-0896		



信頼、提案、飛躍、夢またひとつ新時代へ  
**大分県信用保証協会**

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号  
 大分県中小企業会館内  
 ホームページ <http://www.oita-cgc.or.jp>



大分県信用保証協会